

[はじめての方へ](#) [背景色を変え](#)[F0: origin language](#) [日本語](#) [英語](#)

[トップページ](#) > [分類でさがす](#) > [市政情報](#) > [市政運営](#) > [計画・施策](#) > [えべつ未来づくりビジョン<第6次江別市総合計画>](#) > [策定関連情報](#) > [市民アンケート調査](#) > 第6次江別市総合計画の成果指標値取得等のための江別市まちづくり市民アンケート調査結果（令和6年度実施）（令和5年度実績）

えべつ未来づくりビジョン<第6次江別市総合計画>

策定関連情報

[策定経過](#)
[江別市行政審議会](#)
[えべつ未来市民会議](#)
[えべつ未来中学生・高校生・大学生会議](#)
[各界各層との意見交換](#)
[将来人口推計](#)
[市民アンケート調査](#)
[江別市新総合計画策定方針](#)

関連ページ

[総合計画の進行管理（行政評価）](#)
[新しい総合計画についての出前講座](#)
[第5次江別市総合計画](#)

第6次江別市総合計画の成果指標値取得等のための江別市まちづくり市民アンケート調査結果（令和6年度実施）（令和5年度実績）

[印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2024年7月23日更新 [Post](#) [LINEで送る](#)

3,000人対象の市民アンケート

この調査にあたっては、令和6年4月1日現在、江別市の住民基本台帳に登録されている18歳以上の男女3,000人を無作為に抽出し、郵送により配布・回収を行い、令和6年5月13日から5月31日までの間に1,300人からご回答をいただきました。（回答率43.3%）

- ・ [R6アンケート調査票（A票）](#) [PDFファイル/661KB]
- ・ [R6アンケート調査票（B票）](#) [PDFファイル/649KB]
- ・ [R6アンケート調査結果（A票）](#) [PDFファイル/348KB]
- ・ [R6アンケート調査結果（B票）](#) [PDFファイル/338KB]
- ・ [R6アンケート調査結果（A・B票共通）](#) [PDFファイル/167KB]
- ・ [R6アンケート調査結果（結果概要）](#) [PDFファイル/330KB]

転入アンケート

この調査にあたっては、「1.令和5年3月1日から令和6年2月29日までの間に市内へ転入された方」「2.令和5年3月1日現在、20歳以上49歳以下の方」「3.同一世帯で複数の方が転入されている場合については、そのうちの世帯主、または生年月日が早い方」「4.令和6年4月1日現在、江別市の住民基本台帳に登録されている方」の四つの条件による1,733人を対象に、郵送により配布・回収を行い、令和6年5月13日から5月31日までの間に415人からご回答をいただきました。（回答率23.9%）

- ・ [R6転入アンケート調査票](#) [PDFファイル/285KB]
- ・ [R6転入アンケート調査結果（集計）](#) [PDFファイル/1.94MB]
- ・ [R6転入アンケート調査結果（自由意見）](#) [PDFファイル/844KB]

江別市まちづくり市民アンケート（一部抜粋）

問29. あなたは、この市政運営や行政サービスにどのくらい満足していますか

1. 市政に関する情報・広報の提供について

1. 満足である	23 (3.6)	20 (3.4)	[0.2]	
2. どちらかといえば満足	112 (17.4)	95 (16.0)	[1.3]	
3. ふつう	422 (65.5)	369 (62.3)	[3.2]	
4. どちらかといえば不満	39 (6.1)	35 (5.9)	[0.1]	
5. 不満である	17 (2.6)	19 (3.2)	[-0.6]	
6. 無回答	31 (4.8)	54 (9.1)	[-4.3]	
合 計	644 (100.0)	592 (100.0)		



令和6年度 絵で見る 江別市予算案

～幸せが未来へつづくまち えべつ～

令和6年度 絵で見る 江別市予算案 目 次

第1編 令和6年度予算の全体像

I 基本方針	1
II 各会計別予算規模	2

第2編 まちづくり政策別主要事業説明

政策1 自然・環境	4
政策2 産業	5
政策3 福祉・保健・医療	8
政策4 安全・安心	10
政策5 都市生活	12
政策6 子育て・教育	14
政策7 生涯学習・文化・スポーツ	17
政策8 協働・共生	18
政策9 計画推進・その他	20
特別会計	21
公営企業会計	21

第3編 資料編

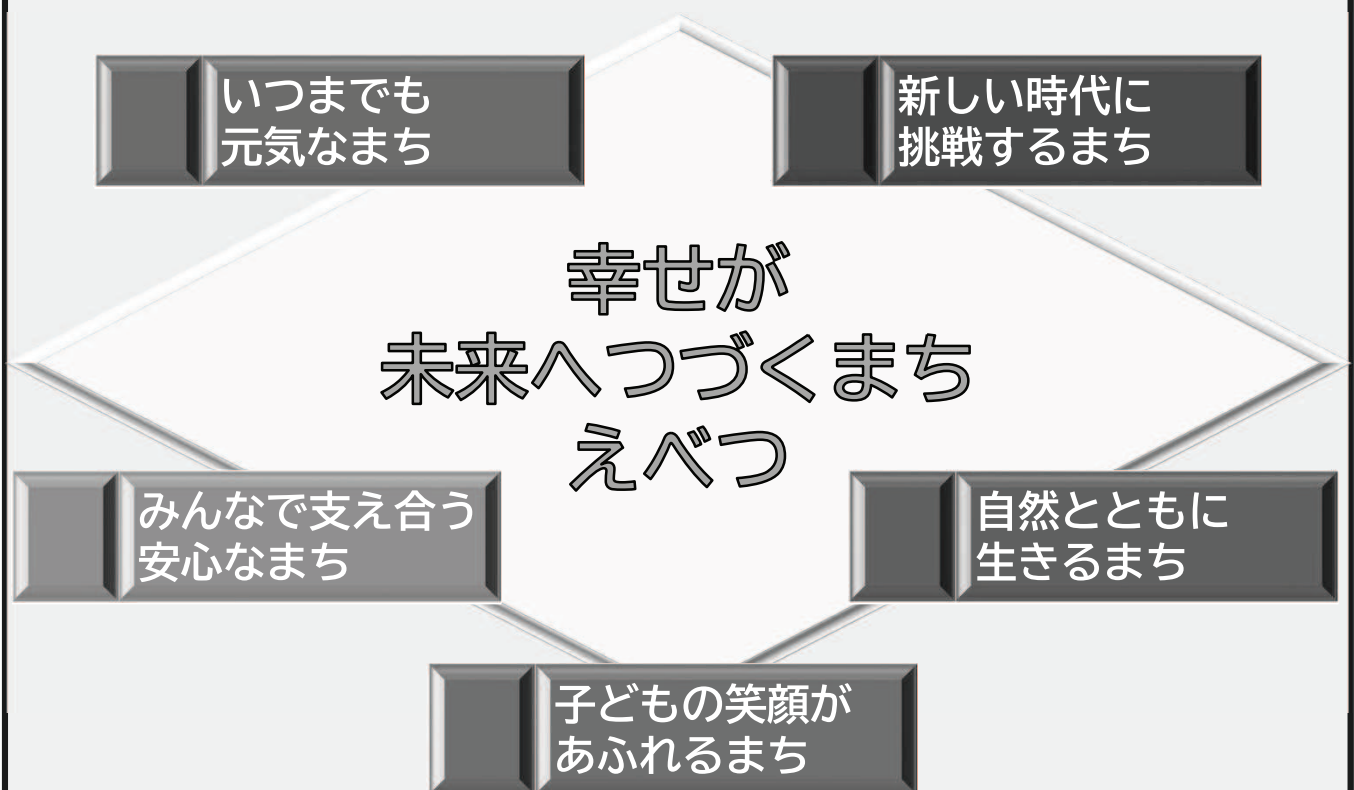
資料編 歳入の状況	23
資料編 歳出の状況	24

第1編 令和6年度予算の全体像

I 基本方針

令和6年度は「えべつ未来づくりビジョン」（第7次江別市総合計画）の初年度となります。

「えべつ未来づくりビジョン」に掲げた「将来都市像」と「5つのまちづくりの基本理念」の考え方を踏まえたまちづくりを進めます。



この基本理念に基づいた「まちづくり政策」を進めるため、「えべつ未来戦略」を政策の中枢に据えて重点的・集中的に取り組めます。

また、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立のため、「江別市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を効果的に進めていきます。

Ⅱ 各会計別予算規模

令和6年度一般会計当初予算は、福祉・医療などの社会保障費の増加に加え、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用したデジタル化の推進に係る物件費の増加や、人件費・物価高騰等の影響により、令和5年度当初予算と比べて9億円（1.7％）増加しました。

（単位：千円、％）

会 計 名	令和5年度 当初予算	令和6年度 当初予算案	比 較 増 減 額	比 較 増 減 率
一 般 会 計	51,720,000	52,620,000	900,000	1.7
特 別 会 計 合 計	25,974,000	25,778,000	△196,000	△0.8
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	12,522,000	12,200,000	△322,000	△2.6
後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	2,013,000	2,253,000	240,000	11.9
介 護 保 険 特 別 会 計	10,871,000	11,112,000	241,000	2.2
基 本 財 産 基 金 運 用 特 別 会 計	568,000	213,000	△355,000	△62.5
企 業 会 計 合 計	18,442,588	18,032,759	△409,829	△2.2
水 道 事 業 会 計	4,111,158	3,698,965	△412,193	△10.0
下 水 道 事 業 会 計	5,604,646	5,480,813	△123,833	△2.2
病 院 事 業 会 計	8,726,784	8,852,981	126,197	1.4

第2編 まちづくり政策別主要事業説明

新規 脱炭素推進事業

11, 026 千円

二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指し、脱炭素社会実現に向けた取組を行います。

- ◆ 太陽光発電設備と蓄電池を導入する市民への補助
- ◆ 啓発セミナー等の開催



環境教育等推進事業

3, 941 千円

環境講座等を通して、環境保全への意識啓発を行います。

- ◆ えべつ環境広場の開催
- ◆ 子ども向け教育
- ◆ 市民環境講座 など



ごみ減量体験講座（買い物ゲーム）

環境マネジメントシステム事業

960 千円

環境マネジメントシステム（EMS）に基づき、省資源・省エネの推進に向けた取組を行います。

- ◆ 環境経営普及セミナーの開催
- ◆ 江別市省エネ管理システム保守
- ◆ 新規 省エネルギー診断の実施



新規 公共施設のゼロカーボン電力化

脱炭素社会実現に向けた取組として、市内の発電所でつくられた再生可能エネルギーを利用します。

- ◆ 非化石証書の購入により、以下のことを証明
 - ・ CO₂排出が実質ゼロ
 - ・ 再生可能エネルギーを100%利用
 - ・ エネルギーの地産地消



ごみ収集運搬業務委託

449, 216 千円

「適正」「安全」「迅速」に一般廃棄物の収集を行い、良好な生活環境を確保します。

- ◆ 手数料改定（予定）に伴う対応
 - ・ 不燃ごみ収集日の見直し
 - ・ ペットボトル収集を月2回から月3回へ
 - ・ 拡大 紙おむつの無料収集



ごみ処理手数料等

管理経費

191, 370 千円

ごみ処理手数料の改定（予定）に伴い、ごみ袋のデザイン変更など、必要な対応を行います。

- ◆ 手数料改定（予定）に伴う対応
 - ・ ごみ袋デザイン変更
 - ・ システム改修
 - ・ ごみ袋配送業務委託 など



最終処分場整備事業

60, 613 千円

第1期最終処分場の埋め立て終了に向けて、第2期最終処分場の整備を行います。

- ◆ 第2期最終処分場実施設計



第1期最終処分場

ごみ排出抑制啓発事業

6, 740 千円

ごみの減量化に向けて、ごみの発生抑制などに関する情報提供と意識啓発を行います。

- ◆ ごみ分別方法変更の周知
- ◆ 手数料改定（予定）に伴うパトロール業務

その他主要事業（政策1）

■環境負荷軽減推進事業	5, 737千円
■花のある街並みづくり事業	3, 578千円
■街路樹維持管理事業	20, 694千円
■リサイクルセンター運営管理委託事業	80, 800千円
■し渣除去設備更新整備事業	30, 283千円
■ごみ処理施設周辺環境整備事業	6, 883千円

■し尿処理経費（処理）	49, 362千円
■分別・資源化等啓発事業	8, 213千円
■資源回収奨励事業	31, 969千円
■環境クリーンセンター等長期包括的運営管理委託事業	1, 273, 472千円
■環境クリーンセンター基幹的設備改良事業	1, 009, 299千円

地域農業経営安定推進事業

65,496千円

農業経営の安定に向け、需要に応じた生産拡大に取り組む市内農業者に対し、機械取得や技術導入などについて、国の制度を活用した支援を行います。

- ◆ 農業用機械や施設への補助
- ◆ 新たな営農技術等への補助



新規 スマート農業推進検討事業

31,000千円

担い手不足の解消や、負担の軽減につながる先端技術の導入について、検討を行います。

- ◆ 農業者に対するニーズ調査
- ◆ ワークショップの実施
- ◆ 実機を用いた試行調査



都市と農村の交流センター「えみくる」

都市と農村の交流センター
管理運営事業

26,652千円

指定管理者による施設の管理運営を通して、「食」と「農」による学びと活力を生み出し、都市と農村地区の交流を図ります。

- ◆ 「えみくる」の运营管理
- ◆ テストキッチンの管理、使用方法の指導
- ◆ 木製遊具保守管理
- ◆ 拡大 少年野球場駐車場排水路工事



木製遊具

都市と農村交流事業

1,700千円

江別産農畜産物の地産地消や、生産者と消費者との交流を支援します。また、江別産農畜産物のファン拡大を目指し、積極的にPRを行います。

- ◆ 農産物直売所・貸し農園MAPの作成
- ◆ 野菜満喫体験ツアーの実施
- ◆ 「えべつかあさんブランド」PR
- ◆ 農畜産物加工新商品開発等支援



えべつかあさんブランド



小学校の農業体験学習

「食」と「農」の
豊かさ発見実践事業

5,924千円

食育推進計画に基づき、「食」と「農」への理解を深めるため、小・中学生を対象とした食育事業を実施します。

- ◆ 小学生：農業体験学習等
- ◆ 中学生：市内生産者等を招いた授業
地場産食材を使ったレシピコンテスト

江別産農畜産物
ブランディング事業

1,674千円

江別の小麦・黒毛和牛など地域ブランドの維持・拡大や安定供給に取り組めます。

- ◆ 黒毛和牛育成支援
- ◆ 小麦品種「きたほなみ」の作付を確保するための助成



えぞ但馬牛直販会

企業立地等補助金

86,957 千円

江別市に工場等を新設・増設、または本社機能を移転した企業及びサテライトオフィスを設置する企業に対して、補助金を交付します。

- ◆ 新規立地、増設等に対する補助金
(立地補助金・雇用補助金・下水道使用料補助金・設備更新補助金・本社機能移転補助金)
- ◆ サテライトオフィス設置推進補助金



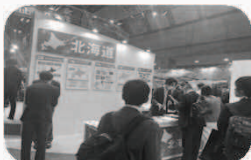
江別R T Nパーク（分譲地）

企業誘致推進事業

1,438 千円

産業基盤の確立や、雇用の場を促進するため、未利用工業地への企業誘致を進めます。

- ◆ 企業訪問の実施
- ◆ パンフレット、ビジネスイベント出展等による情報発信・PR



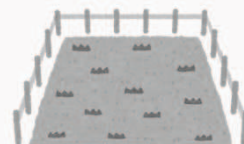
出展ブースでのPR

新規 企業誘致における未利用地活用調査事業

4,800 千円

企業誘致の促進に向けて、市内における未利用地の活用について検討を進めます。

- ◆ 未利用地活用検討調査



江別まちなか仕事プラザ事業

23,102 千円

就労支援拠点を設置し、働きたい女性やシニア層等の社会参加向上と企業の雇用確保・拡大に向けた各種取組を推進します。

- ◆ 就労相談や求人情報の提供
- ◆ 女性やシニア層を対象とした就労支援セミナー等の開催
- ◆ 企業説明会・交流会等の開催
- ◆ 子育て応援企業紹介
(子育て世代に向けた企業紹介パンフレットの発行)
- ◆ 新規 職場体験の試行実施



まちなか仕事プラザ



旧岡田倉庫

かわまちづくり事業

350,459 千円

千歳川の堤防整備に伴う旧岡田倉庫の移転復元工のほか、かわまちづくり計画の具体化に向けた検討を行います。

- ◆ 旧岡田倉庫移転復元工事
- ◆ かわまちづくり協議会、ワーキンググループの実施
- ◆ 付帯施設等の整備設計



かわまちづくり協議会

創業スタートアップ支援事業

3,367 千円

市内で創業や事業拡大を目指す方を対象に、創業支援相談員によるアドバイスや、セミナー開催などで支援します。

- ◆ 創業支援セミナーの実施
- ◆ 創業支援事業者への補助
- ◆ 創業支援相談員による相談の実施
- ◆ 実践創業塾等の開催



創業支援セミナー

海外市場販路開拓促進事業

2,050 千円

江別の食の魅力在海外に向けて発信するとともに、市内食関連事業者への輸出・海外展開の支援事業を行います。

- ◆ 海外市場開拓等促進補助
- ◆ 輸出事業に向けた実践ワークショップの開催
- ◆ 外国人向けPR動画等を活用したプロモーション



海外バイヤーとの商談会

食品産業の輸出向け HACCP等対応施設 整備事業

新規

71,100 千円

加工食品等の輸出拡大に向け、市内食品製造事業者が行う施設の新設や改修などに対し、国の制度を活用した支援を行います。

- ◆ 施設整備への補助
- ◆ 施設整備と一体的に行うコンサルティング費用の支援



えべつマルシェ

えべつ観光協会支援事業

19,613 千円

えべつ観光協会を中心とした柔軟な発想による観光推進を支援し、江別市の魅力を効果的に発信します。

- ◆ えべつ観光協会事業への補助
 - ・観光PR事業
 - ・観光ボランティアガイド事業
 - ・えべつマルシェ事業



観光振興計画推進事業

13,787 千円

観光振興計画に基づき、観光による交流人口の創出と地域経済の活性化を図ります。

- ◆ 拡大 地域おこし協力隊を活用した魅力発信
- ◆ レンタサイクル事業
- ◆ 観光周遊促進事業 など



レンタサイクル

江別アンテナショップ GET'S管理運営事業

10,738 千円

EBRI（エブリ）内アンテナショップの管理運営を通して、江別の観光・物産の魅力発信を図ります。

- ◆ アンテナショップ管理運営委託
- ◆ 市内大学生等と連携した壁面黒板チョークアートの実施
- ◆ 拡大 観光案内機能の充実



EBRI



チョークアート作成の様子

その他主要事業（政策2）

■花き・野菜栽培技術指導センター管理運営事業	8,102 千円
■日本型直接支払交付金	190,366 千円
■農業農村整備事業負担金	86,056 千円
■基幹水利施設管理事業	81,284 千円
■次世代就農定着サポート事業	24,450 千円

■市有防風林整備事業	4,255 千円
■勤労者研修センター管理運営事業	9,748 千円
■シルバー人材センター事業補助金	25,329 千円
■中小企業資金融資事業	1,177,860 千円
■江別駅前再開発事業	122,889 千円
■工業団地環境整備事業	49,968 千円

健康都市推進事業

1,209千円

全ての市民が生涯を通じて健康に過ごせるように、「健康都市宣言」に基づき、健康意識向上のための取組を推進します。

- ◆ 野菜摂取をはじめとした、食からの健康づくりを推進
- ◆ 健康チェック等体験型イベントの実施（えべつ健康フェスタ2024）



健康フェスタ2023



健康づくり推進員による活動

健康づくり推進事業

9,170千円

えべつ市民健康づくりプラン21（第3次）に基づき、生活習慣病の予防や、こころの健康づくり等の取組を行い、地域の健康づくり活動を推進します。

- ◆ 健康づくり推進員の活動支援
- ◆ 食生活改善推進員養成講座
- ◆ 生活習慣病予防教室（中学生）
- ◆ 自殺予防のための普及啓発・人材育成
- ◆ 地域での健康教育・健康相談

成人検診推進事業

88,315千円

がん等の早期発見、早期治療のため、がん検診等の受診勧奨及び受診しやすい環境づくりを行います。

- ◆ 集団検診事務の一括委託（受付業務、電話受診勧奨、Web予約運用）
- ◆ がん検診等の実施



集団検診バス

高齢者保健・介護予防

一体的実施推進事業

8,673千円

高齢者の医療・介護・保健データの一体的な分析により、健康課題の把握を行い、個別支援と通いの場等を活用した健康教育を通し、保健事業と介護予防を一体的に実施することで健康寿命の延伸を図ります。

- ◆ 通いの場等への専門職派遣による健康教育・健康相談、フレイルチェック、重症化予防（個別支援）
- ◆ 拡大 健診未受診者等、健康状態が不明な高齢者に対する訪問



リハビリテーション職による地域活動支援

【介護保険特別会計】
一般介護予防事業

7,538千円

社会に参加しつつ、地域で自立した日常生活を営めるように、介護予防の普及啓発に取り組みます。

- ◆ フレイル（虚弱状態）予防対策の実施
- ◆ 口腔機能向上対策の実施
- ◆ 住民主体の「通いの場」支援
- ◆ 介護予防教室、出前講話等の実施
- ◆ リハビリテーション職による地域活動支援

【国民健康保険特別会計】
特定健康診査等事業

72,350千円

国民健康保険被保険者に対する特定健康診査や特定保健指導を実施します。また、特定健康診査受診率や特定保健指導利用率向上のための取組を推進します。

- ◆ 北海道国保連合会の共同事業を活用した受診勧奨ハガキの送付
- ◆ 保健師による低受診率地区への訪問・電話勧奨

新型コロナウイルス
ワクチン接種事業

80,584千円

65歳以上の高齢者等の重症化予防を目的に、予防接種法に基づく定期接種として実施します。

- ◆ 市内医療機関での接種体制の確保



身体障害者訪問入浴サービス事業

8, 322 千円

障がいなどにより自宅での入浴が困難な方に対し、移動入浴車が自宅を訪問し、入浴サービスを提供します。

- ◆ 拡大 サービスの利用回数を週1回（夏季のみ週2回）から通年週2回に拡大



新規 重度身体障がい児（者）施設入浴事業

1, 763 千円

重度の身体障がいにより、自宅等での入浴が困難な児童等に対し、施設での入浴サービスを提供します。

- ◆ 施設での入浴サービスの提供



特殊浴槽

障害者社会参加支援事業

5, 915 千円

専任手話通訳者の配置や手話通訳者・要約筆記者の派遣、点字・音声による広報えべつ等の発行など、障がいの者の自立や社会参加を促進します。

- ◆ 手話通訳者・要約筆記者の派遣
- ◆ 「点字広報」、「声の広報」の発行
- ◆ タブレットによる「遠隔手話サービス」の提供



手話通訳

【介護保険特別会計】

新規 介護保険認定業務

システム導入事業 15, 017 千円

デジタル技術の活用により、要介護等認定における業務効率化を図るとともに、迅速な認定により介護保険のサービスを必要とする市民が速やかに利用できるよう、市民サービスの向上を図ります。

- ◆ タブレットを用いた認定調査システムの導入



【介護保険特別会計】 高齢者緊急通報

サービス事業

8, 047 千円

65歳以上の高齢者世帯に対し、家庭内における事故等の発生に迅速かつ適切な対応ができるよう、民間事業者と連携した見守り体制を整備し、在宅生活を支援します。

- ◆ 拡大 駆け付けサービスの提供
- ◆ 拡大 センサー機器による安否確認
- ◆ 拡大 専門職による相談体制
- ◆ 端末機器の整備



生活困窮者自立支援事業

32, 919 千円

生活困窮者支援を通じて、地域福祉の充実を図ります。

- ◆ 自立相談支援事業
- ◆ 家計改善支援事業
- ◆ 就労準備支援事業
- ◆ 新規 ひきこもり支援推進事業
- ◆ 住居確保給付金支給事業



その他主要事業（政策3）

■社会福祉協議会補助金	100, 113千円
■夜間急病センター運営経費	152, 685千円
■高齢者予防接種経費	73, 187千円
■障害者自立支援給付費	3, 977, 017千円
■障害者自立支援給付費（児童）	1, 246, 038千円
■自立支援医療給付費	178, 968千円
■重度心身障害者医療費助成事業	206, 007千円

■救急医療対策事業（内科系二次救急）	11, 532千円
■年末見舞金支給事業	18, 846千円
■後期高齢者健診推進事業	27, 608千円
■生活保護費	2, 700, 000千円
■国民健康保険会計繰出金	1, 049, 187千円
■後期高齢者医療会計繰出金	553, 394千円
■介護保険会計繰出金	1, 652, 209千円
■病院事業会計繰出金	1, 497, 486千円

新規 本庁舎建替事業

33,950千円

本庁舎建設基本計画に基づき本庁舎建設を進めるため、基本設計に着手します。

- ◆ 本庁舎建設基本設計
- ◆ 基本設計に伴う本庁舎VRデータ作成
- ◆ (仮)本庁舎建替検討専門家会議の設置



江別市役所本庁舎



防災備蓄庫

災害対応物品整備事業

8,414千円

災害発生時に必要な物資・資器材を計画的に整備していきます。

- ◆ 食料、水、簡易トイレ 等
- ◆ 冬期間の災害への対応物品
(寝袋・アルミマット等)
- ◆ 避難所における備蓄場所の整備



地域防災力向上支援事業

5,691千円

防災訓練等の実施により「自助・共助」等の防災意識の啓発を図るほか、避難に手助けが必要な住民の情報を地域で共有し、地域防災力の向上を推進します。

- ◆ 総合防災訓練、地域連携避難所運営訓練
- ◆ 避難行動要支援者個別避難計画作成
- ◆ 防災あんしんマップの更新及び全戸配布



総合防災訓練



交通安全教室

交通安全教育・啓発事業

12,082千円

交通事故防止のため、交通安全教室の開催や通学路街頭指導の実施など交通安全に係る啓発を行います。

- ◆ 交通安全教室の実施
- ◆ 通学路街頭指導の実施



耐震化推進支援事業

3,808千円

住宅の耐震化を促進するため、無料簡易耐震診断の実施や、耐震診断、補強設計、耐震改修及び除却への補助を行います。

- ◆ 耐震診断補助金
- ◆ 補強設計補助金
- ◆ 耐震改修補助金
- ◆ 新規 除却補助金

江別河川防災
ステーション改修事業

26,400千円

江別河川防災ステーションの安定運営のため、老朽化した施設を改修し、施設機能の維持を図ります。

- ◆ 照明設備のLED化
- ◆ 事務室のエアコン更新



江別河川防災ステーション

消防車両整備事業

161,852 千円

災害発生時等に安全かつ迅速に対応できる体制を維持するため、消防車両を計画的に整備します。

- ◆ 消防本部車両の更新
(水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車、連絡車)
- ◆ 消防団車両の更新
(消防ポンプ自動車)



水槽付消防ポンプ自動車



消防本部庁舎

消防庁舎・出張所
改修事業

108,742 千円

消防活動の円滑な実施のため、必要な消防施設の整備を行います。

- ◆ 拡大 消防本部庁舎改修
(女性施設等改修、非常用自家発電設備等の更新)
- ◆ 豊幌分団庁舎改修
(照明設備のLED化)



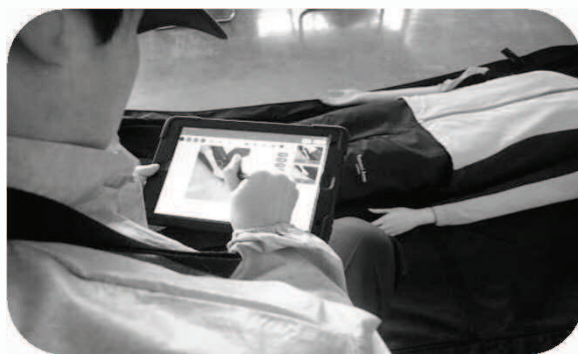
自家発電設備

新規 救急業務デジタル化事業

16,368 千円

デジタル技術の活用により、救急業務を効率化し、円滑かつ迅速な救急活動の実現を図ります。

- ◆ 救急医療支援システムの導入



救急業務デジタル化

救急業務高度化推進事業

3,525 千円

救急活動の質を向上させるため、隊員の教育研修を行います。また、市民を対象とした救命講習会を実施します。

- ◆ 救急救命士の教育研修
- ◆ 救命講習会の実施



救命講習会

火災予防推進事業

1,816 千円

住宅防火対策等の火災予防推進及び事業所に対する防火管理・保安管理体制の推進を行います。

- ◆ 火災予防運動等のイベント実施
- ◆ 防火研修会の実施
- ◆ 住宅用火災警報器の設置啓発



住宅用火災警報器相談

その他主要事業（政策4）

■自治会防犯灯維持費補助金	21,996 千円
■葬斎場管理運営事業	60,370 千円
■やすらぎ苑整備事業	770 千円
■市民相談事業	3,260 千円
■江別河川防災ステーション管理経費	27,332 千円
■排水機場維持管理事業	77,256 千円
■排水機場等改修事業	15,565 千円

■河川等維持事業	145,595 千円
■本庁舎建設検討経費	7,025 千円
■公共街路灯維持管理経費	71,419 千円
■公共街路灯新設更新等事業	122,500 千円
■消防庁舎・出張所維持管理費	61,992 千円
■消防通信指令システム共同整備事業	132,591 千円
■消防団運営費	29,460 千円

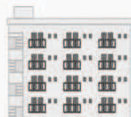
中央団地大規模改善事業

195, 770 千円

令和6年度から、中央団地の長寿命化型改修工事を行います。

(全体計画 3棟142戸 令和6～令和10年度)

- ◆ A棟改修工事
(外壁等改修工事、給水設備改修工事)



中央団地A棟



市民参加による公園づくり事業

市民参加による
公園づくり事業

60, 430 千円

地域の子どもや自治会等とともに、住民に親しまれる公園を整備します。

- ◆ るんるん公園再整備工事(見晴台)
- ◆ 公園再整備のためのワークショップ開催



除排雪事業

1, 782, 594 千円

冬期間における道路交通の安全確保のために除排雪を実施するとともに、自治会が行う生活道路の排雪を支援します。

- ◆ 除排雪の実施
- ◆ 自治会排雪の支援
- ◆ 新規 人材確保を目的とした資格取得支援



除雪作業



除雪グレーダ

車両整備事業

56, 947 千円

冬期間における道路交通の安全確保のために除雪車を整備し、計画に沿って更新を行います。

- ◆ 拡大 除雪グレーダの購入(1台増)
- ◆ 新規 4tダンプトラックの購入(交差点対応等)



ダンプトラック

道路橋梁管理経費

(臨時)

606, 865 千円

老朽化した道路施設の改修や再整備などを行います。

- ◆ 路面凍上改修(14路線)
- ◆ 農村地区舗装新設(3路線)
- ◆ 排水施設改修(2路線)



道路橋梁新設改築事業

219, 807 千円

市内の幹線道路等について道路拡幅や歩道造成などの整備を実施し、車両や歩行者の安全で快適な道路環境を確保します。

- ◆ 野幌町48号道路
- ◆ 兵村3丁目通りの2
- ◆ 元江別中央通り
- ◆ 兵村4丁目通り
- ◆ 兵村12丁目通り



元江別中央通り

定住促進事業

17,729千円

子育て世代を中心とした市外からの移住促進や、市内での居住維持による定住促進に取り組めます。

- ◆ 移住・定住に関する相談窓口対応
- ◆ 東京圏からの移住に対する支援金制度（北海道との連携事業）
- ◆ 新規 移住・定住専用ホームページの改修
- ◆ 地域おこし協力隊による情報発信・まちづくり活動



首都圏での移住相談会

生活バス路線等

運行補助事業

41,000千円

生活バス路線等の維持・確保のため、市内赤字バス路線への補助を行います。

- ◆ 市内赤字バス路線への補助



野幌駅北口バス停

公共交通利用促進対策事業

6,740千円

地域公共交通計画に基づき、交通機能を維持・確保し、情報提供の強化等により公共交通の利用促進を図ります。また、郊外部のデマンド型交通運行事業を支援します。

- ◆ 豊幌地区・江北地区
デマンド型交通補助金
- ◆ バス路線マップ等作成



デマンド型交通

江別駅周辺地区

土地利用検討事業

86千円

旧江別小学校の跡地を含む江別駅周辺の土地利用について検討を進め、地域の活性化を目指します。

- ◆ 庁内の情報共有
- ◆ 民間事業者との情報交換



江別駅周辺

行政デジタル化推進事業

32,143千円

デジタル技術の活用により、市民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用による業務効率化を図ります。

- ◆ 新規 生成AIの導入
- ◆ 基幹系システムの標準化・共通化
- ◆ 会議録作成音声認識支援システム など



生涯健康プラット

フォーム推進事業

14,692千円

デジタル技術を活用し、市民が生涯にわたって自らの健康を管理していくことができるサービスの提供や拡充などにより、健康寿命の延伸や地域産業の活性化を図ります。

- ◆ 生涯健康プラットフォームの運用



生涯健康プラットフォーム

その他主要事業（政策5）

■公園管理事業	237,646千円
■公園施設改修整備事業	244,762千円
■市営住宅環境改善整備事業	47,826千円
■市営住宅管理経費	61,404千円
■江別太南大通り道路整備事業	378,550千円
■道路橋梁管理経費（経常）	174,000千円
■ロードヒーティング管理経費	50,921千円

■道路橋梁再整備事業	83,900千円
■道路施設再整備事業	257,000千円
■橋梁長寿命化事業	114,400千円
■未来型政策検討事業	2,136千円
■水道事業会計繰出金	22,220千円
■下水道事業会計繰出金	819,007千円
■石狩東部広域水道企業団繰出金	61,891千円

子ども医療費助成事業

317,540千円

子どもの医療費の一部を助成することで保護者の負担軽減を図ります。

- ◆ 拡大 中学3年生までの医療費助成
(通院医療費助成対象に小学4年生から中学3年生を追加)



保育人材等確保対策事業

22,945千円

保育の質の維持・向上に向け、保育従事者の養成や教育・保育施設等に対する保育士等の人材確保のための助成を行います。

- ◆ 保育従事者の養成
- ◆ 保育士等奨学金返還支援事業
- ◆ 保育士等アパート借上支援事業



子育て支援員研修

地域子育て支援拠点事業
(子育てひろばぽこあぽこ)

34,257千円

令和5年12月にリニューアルオープンした子育てひろば『ぽこあぽこ』を運営します。季節や天候を問わない全天候型で、大型複合遊具などを備え、子どもが自由に遊べる空間を提供します。

- ◆ 子育てひろば『ぽこあぽこ』の運営
- ◆ 子育て講習会等の開催
- ◆ 子育て支援コーディネーターによる子育て相談
- ◆ 託児ルームの併設



リニューアルオープンしたぽこあぽこ

こども家庭センター運営経費
(家庭支援事業含む)

11,108千円

育児・家事等の支援や、子どもの発達の状況に応じたかわり方の助言や支援を行い、親子間の適切な関係構築を図るとともに、家庭や養育環境を整え、虐待等の未然防止を図ります。

- ◆ 新規 こども家庭センターの運営
- ◆ 拡大 訪問による生活支援の実施
(ヤングケアラーが対象に追加)
- ◆ 新規 親子関係の構築に向けた支援の実施



新規 給付費等管理

システム導入事業

11,978千円

デジタル技術の活用により、教育・保育施設の給付申請等における業務効率化を図ります。

- ◆ 給付費等管理システムの導入



保育料の独自削減

「えべつ・安心子育てプラン（江別市子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、子育て家庭への経済的負担を考慮し、引き続き0～2歳児の保育料の軽減を図ります。

- ◆ 市の独自削減率25.82%



子育て世代包括支援事業

20,975千円

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことで子どもを産み育てやすい環境を整え、保健指導・相談支援により、妊産婦、乳幼児の健康の保持増進と虐待の早期予防を図ります。

- ◆ 拡大 産後ケア事業の自己負担額軽減
- ◆ 拡大 赤ちゃん訪問の全戸実施



新規 不妊治療等助成事業

3,698千円

特定不妊治療と併用して実施した「先進医療」は医療保険適用外のため医療費が高額となることから、先進医療の受診に要した費用の一部を助成し、妊娠を望む市民の経済的負担軽減を図ります。

- ◆ 治療費の助成
- ◆ 交通費の助成



小中一貫教育推進事業

2,526千円

全小中学校で目指す子ども像を実現するため、義務教育9年間で系統性と連続性のある指導を推進していきます。

- ◆ 小中のつながりを意識した授業
- ◆ 小中で基本的な指導方法の共通化
- ◆ 中学校教諭による小学校での授業
- ◆ 小学生の中学校体験登校、部活動体験



中学校体験登校



チームティーチング

小中学校学習サポート事業

13,000千円

退職教員などを活用し、複数の教員が指導するチームティーチングや、補充的学習を実施することで、子どもたちの学力向上に取り組みます。

- ◆ 複数教員による指導
- ◆ 夏季・冬季休業中の補充的学習
- ◆ 放課後の補充的学習
- ◆ 新規 ボランティア等への交通費支給



小中学校外国語教育

支援事業

37,879千円

低学年から英語に慣れ、コミュニケーション能力の素地を養うため、英語を母国語とする外国語指導助手（ALT）が、小学校で外国語教育を行います。

また、小学校と中学校の英語の授業時に、ALTを派遣し、チームティーチングを行います。

- ◆ ALTの配置（10名）
- ◆ ALT報酬体系の見直し



ALTによる授業

小・中学校教育扶助費

163,629千円

経済的理由により就学の援助が必要な世帯に対し、学用品費、給食費、修学旅行費、医療費などを支給します。

- ◆ 拡大 卒業アルバム代、クラブ活動費を支給項目に追加



小中学校ICT環境

整備事業

142,424千円

小中学校におけるICT環境の整備を推進し、学習環境の充実を図ります。

- ◆ 新規 AIドリル・自動採点システムの導入
- ◆ 小学校指導者用デジタル教科書の更新
- ◆ GIGAスクールサポーターの配置
- ◆ 校務支援システム運用経費
- ◆ ICT機器等の運用保守



タブレットを活用した授業

中学校部活動サポート事業

1,277千円

生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、当市に適した部活動等の在り方を検討していきます。

- ◆ 部活動の在り方検討委員会
- ◆ 部活動の在り方に係るワークショップ
- ◆ 新規 モデル校への部活動指導員導入



部活動の様子

学校施設整備事業
(小学校校舎屋体改修)

154,874千円

安全で快適な学校生活をおくることができるよう、小学校の施設整備を行います。

- ◆ 新規 普通教室へのエアコン設置に向けた実施設計（小学校8校）
- ◆ 野幌小学校校舎屋上防水改修
- ◆ 豊幌小学校屋体屋根改修
- ◆ プール設備更新
- ◆ 消防設備更新 など



スクールソーシャル ワーカー事業

11,257千円

いじめ・不登校・家庭環境などの課題を抱える児童生徒やその保護者に対し、スクールソーシャルワーカーが福祉分野の専門的な知識や経験を活用して支援を行います。

- ◆ 拡大 スクールソーシャルワーカー増員（3人→4人）
- ◆ 課題を抱える児童生徒に対する支援
- ◆ 学校・家庭・関係機関との連携調整



いじめ防止対策事業

2,405千円

ハイパーQ Uや「心のダイレクトメール」などの取組を通じて、いじめの早期発見・早期対応を図ります。

- ◆ 拡大 これまでの中学校1年生に加え、小学校6年生を対象にしたハイパーQ Uの実施
- ◆ いじめ根絶をテーマにした中学生サミットの開催
- ◆ 「心のダイレクトメール」の実施

不登校児童生徒支援事業

19,379千円

児童生徒の不登校の未然防止を図るとともに、不登校やその傾向にある児童生徒の教育の機会及び居場所の確保を図ります。

- ◆ 拡大 不登校児童生徒を対象とした適応指導教室の常設化
- ◆ 専任指導員などによる教育相談
- ◆ 小中学校への登校サポーター派遣



スクールカウンセラー事業

2,664千円

小中学校に、臨床心理士などのカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者へのカウンセリング等を通じて、いじめや不登校などの課題に対する支援を行います。

- ◆ 拡大 小学校へのカウンセラー派遣（1校当たり年4時間→月4時間）
- ◆ 中学校へのカウンセラー派遣（1校当たり月2回、4時間/回）



放課後児童クラブ

運営費補助金 247,423千円

民間放課後児童クラブに対し、運営に係る費用の一部を助成し、放課後児童健全育成の充実を図ります。

- ◆ 民間放課後児童クラブへの運営費補助
- ◆ 新設民間放課後児童クラブへの施設整備等補助
- ◆ 拡大 待機児童の発生が見込まれる小学校区等に新規クラブを開設（22クラブ→25クラブ）
- ◆ 新規 事務補助員の配置補助
- ◆ 新規 ICTシステム導入補助

放課後児童クラブ運営事業

19,541千円

公設放課後児童クラブの運営を民間事業者に委託し、放課後に親子共々安心できる「生活の場」を提供します。

- ◆ 江別第一小学校放課後児童クラブの運営委託
- ◆ 新規 ICTシステムの導入



児童館地域交流推進事業

78,489千円

市内7か所の児童センターにおいて、地域との交流を通して、遊び・行事・イベントなどの活動を実施します。

また、併設された2か所の公設放課後児童クラブを運営します。

- ◆ 児童センター（7館）の運営
- ◆ 放課後児童クラブ（2クラブ）の運営
- ◆ 新規 ICTシステムの導入（児童クラブ）



放課後児童クラブ 施設整備事業

95,268千円

今後待機児童が発生する可能性の高い小学校区の管理住宅等を改修し、児童が放課後を安心安全に過ごすことができる体制を整備します。

- ◆ 中央小学校区
- ◆ 江別太小学校区
- ◆ 大麻泉小学校区



その他主要事業（政策6）

■ 保育園運営経費	179,802千円
■ 延長保育事業	23,756千円
■ 教育・保育施設等給付事業3,	836,233千円
■ 一時預かり事業	128,074千円
■ 病児・病後児保育事業	33,664千円
■ 児童手当	1,735,555千円
■ 児童扶養手当	434,605千円
■ ひとり親家庭等医療費助成事業	39,263千円

■ 予防接種経費	238,631千円
■ 妊産婦健康診査経費	54,040千円
■ 子育てサービス利用者支援事業	11,037千円
■ 特別支援教育推進事業	44,884千円
■ 特別支援学級生活介助事業	72,774千円
■ 学校給食事業	349,358千円
■ 児童生徒体力向上事業	648千円
■ 小学校教師用指導書及び教科書整備費	47,337千円

新規 情報図書館デジタル化推進事業 171,402千円

デジタル技術の活用により、市民の利便性を向上させるとともに、図書貸出業務などの効率化を図ります。

- ◆ セルフ貸出機の導入
- ◆ ICゲートの設置
- ◆ 資料へのICタグ貼付



セラミックアートセンター 企画展開催事業 7,709千円

開館30周年を迎えるセラミックアートセンターにおいて企画展を開催し、市民の文化意識の高揚を図ります。

- ◆ 新規「人間国宝 鈴木藏の志野展」
- ◆ 新規「えべつ縄文文化展」



セラミックアートセンター

旧町村農場保存活用推進事業 旧町村農場管理運営事業

25,513千円

江別の酪農の歴史と産業を発信する旧町村農場に新たな機能を付加し、市民に親しまれ利用される施設へリニューアルを図ります。

- ◆ 拡大 令和6年6月
リニューアルオープン（予定）
- ◆ 拡大 開館時間等の変更
- ◆ Wi-Fi設備の設置
- ◆ 看板等の再塗装



旧町村農場



林木育種場旧庁舎

北海道林木育種場旧庁舎 保存利活用推進事業 235千円

各種イベントをとおして、民間利活用の始まった北海道林木育種場旧庁舎の認知度の向上と利活用の促進を図ります。

- ◆ 建物歴史セミナー
- ◆ 市内大学活用セミナー



建物歴史セミナー

トップアスリート 交流推進事業

4,320千円

トップアスリートとの交流により、市民のスポーツ技術の向上と、スポーツ活動の活性化を図ります。

- ◆ 日本代表・プロスポーツ
団体への合宿支援
- ◆ トップアスリートを招いた
スポーツ教室等の開催
- ◆ 新規「水泳の日2024」
開催支援



競泳日本代表合宿



「水泳の日2023」（広島市開催）

その他主要事業（政策7）

■公民館管理運営事業	100,641千円
■市民文化ホール管理運営事業	54,363千円
■コミュニティセンター管理運営事業	17,233千円
■図書館運営管理事業	104,440千円
■図書館資料整備事業	19,733千円
■図書館設備等更新事業	45,748千円
■陶芸文化普及振興事業	7,950千円

■セラミックアートセンター管理運営経費	42,411千円
■埋蔵文化財発掘調査事業	511千円
■屋内体育施設管理運営事業	212,131千円
■スポーツ大会等振興補助事業	41,317千円
■あけぼのパークゴルフ場管理運営事業	14,874千円
■森林キャンプ場管理運営事業	7,652千円

生涯活躍のまち推進事業

7,285千円

江別版「生涯活躍のまち」構想に基づき、多様な主体が生涯にわたって安心して生活できる共生のまちづくりを目指します。

- ◆ 地域交流事業の実施
- ◆ 障がい者の就労環境の充実（福祉事業所説明会開催）
- ◆ 生涯活躍のまちコーディネーターの配置



地域交流事業



ココルクえべつ

市民交流施設関連経費
(賃借料ほか 計5事業)

41,575千円

市民交流施設「ぶらっと」の運営等に必要経費を計上します。

- ◆ 市民交流施設建物賃借料
- ◆ 国際交流センター
- ◆ 証明交付窓口
- ◆ 観光案内
- ◆ 情報図書館の図書の貸出・返却



市民交流施設「ぶらっと」

市民協働推進事業

3,458千円

市民協働によるまちづくりを推進するため、市民活動団体の活動を支援します。

- ◆ 協働のまちづくり活動への補助
- ◆ 市民活動活性化のためのセミナー・ワークショップの開催
- ◆ 市民活動情報誌の発行



市民活動団体活性化のためのセミナー



早朝ミニ講座

自治基本条例関連事業

2,069千円

自治基本条例の内容について周知啓発することで、市民自治によるまちづくりを推進します。

- ◆ 拡大 自治基本条例検討委員会の開催
- ◆ 自治基本条例の周知・啓発
- ◆ 早朝ミニ講座（小学生・中学生）の実施



地域自治活動事業補助金

17,988千円

自助・互助・共助のまちづくりを推進するため、その主な担い手である自治会に対し、自治会活動に係る経費の一部を支援します。

- ◆ 拡大 自治会の活動実績に応じた補助の見直し



えべつ地域活動運営セミナー

学生地域定着

自治体連携事業

4,032 千円

市内4大学の学生が地域活動やインターンシップなどに参加するためのコーディネートを行い、卒業後の地域定着を図ります。

- ◆ 道内8自治体等で組織する学生地域定着推進広域連携協議会の運営
- ◆ 学生と企業見学等受入先とのマッチング支援
- ◆ 市内における学生の地域活動への参加支援



学生の地域活動への参加



大学生主体の地域交流会

大学生等地域関係促進事業

5,500 千円

市内4大学の学生等に対する市の認知度の向上や卒業後における市とのつながりを維持することにより、関係人口を創出し、20代前半の転出抑制や将来の定住促進を図ります。

- ◆ E B E T S U t o (えべつと) 推進事務局の運営
- ◆ スマホアプリの運営
- ◆ 市内4大学内江別PRブースの設置・地域交流会の開催

大学連携調査研究助成事業

2,300 千円

市内4大学の教員による江別の地域活性化や課題解決につながる研究事業に対し補助金を交付します。

- ◆ 江別市大学連携調査研究事業補助金(上限100万円)



大学連携学生地域活動

支援事業

425 千円

市内4大学の学生によるまちづくりや地域活性化に資する活動に対し補助金を交付します。

- ◆ 江別市大学連携学生地域活動支援事業補助金(上限10万円)
- ◆ 学生コンペティションの開催



地域おこし協力隊

活用推進事業

9,528 千円

地域おこし協力隊の活用を推進するため、活動に必要な環境整備や起業支援を行います。

- ◆ 募集広告・住宅借り上げ補助、起業支援補助金
- ◆ 拡大 地域おこし協力隊の増員(4名→5名)(R6活用予定 計5名)
 - ・シティプロモート・定住推進員 2名
 - ・地域振興推進員 3名



地域おこし協力隊による活動

その他主要事業(政策8)

■住区会館管理運営事業	68,871千円
■自治会館運営補助金	3,535千円
■江別市自治会連絡協議会補助金	1,415千円
■市政協力事業補助金	7,914千円

■市内大学等インターンシップ事業	159千円
■男女共同参画啓発事業	923千円
■中学生国際交流事業	2,894千円
■国際交流情報提供事業	4,349千円

ふるさと納税

普及促進事業

140,302千円

ふるさと納税制度の普及・促進を図るとともに、江別市及び江別産品等のPRのため、ふるさと納税をしていただいた方（寄附者）に対し返礼品等を贈呈します。

- ◆ ふるさと納税者（寄附者）への返礼品等贈呈
- ◆ 拡大 ポータルサイトの追加



ふるさと納税PRリーフレット

新規

企業版ふるさと納税

推進事業

1,514千円

江別市外に本社を有する企業等に対して市のPRを行うほか、企業版ふるさと納税制度の案内を通じて、企業とともに地域課題の解決に取り組みます。

- ◆ 庁内連携体制の強化
- ◆ 民間マッチング支援の活用
- ◆ 市内4大学の卒業生が代表を務める企業への市のPRと制度案内



江別市まち・ひと・しごと

創生総合戦略推進事業

2,679千円

令和6年度末で、現行の第2期総合戦略の期間が終了することから、次期の第3期総合戦略を策定し、地方創生の取組を進めます。

- ◆ 有識者会議の開催
- ◆ ワークショップの実施
- ◆ 第3期総合戦略の策定



新規

市制施行70周年

記念式典開催事業

1,600千円

江別市の市制70周年を市民とともに祝い、市勢の更なる発展を目指します。

- ◆ 市制施行70周年記念式典の開催
- ◆ 市政功労者、市政功績者及び貢献賞受賞者の表彰



情報発信強化事業

1,628千円

多様化する利用者ニーズに対応した情報発信を行うことで、市と市民が行政情報を共有し、まちづくりの主体としての意識を高めてもらうことを目指します。

- ◆ LINE公式アカウント・地デジ広報サービスの運用
- ◆ LINE広告等による友だち登録の促進



友だち登録はこちら→



えべつシティ

プロモーション事業

6,359千円

市内大学・企業・経済団体との協働によるプロモーション、多様な情報発信を通じて、江別市の魅力をPRし、認知度・イメージの向上を図ります。

- ◆ 子育て世代向けInstagramフォトキャンペーン
- ◆ 拡大 子育て世代向け住環境PR（キャッチコピー作成等）
- ◆ 地域おこし協力隊による情報発信



大麻出張所施設等

補修整備事業

1,969千円

大麻出張所等の利用者が安心して快適に施設を利用することができるよう、必要な設備改修を行います。

- ◆ エアコン設置
- ◆ 照明設備のLED化
- ◆ 自動ドア修繕



大麻出張所

その他主要事業（政策9・政策の総合推進）

■住民情報システム高度化事業 （基幹系システム運用）	120,696千円
■職員研修事業	7,564千円
■職員採用事務経費	5,047千円
■ネットワーク網整備・保守事業	115,388千円
■庁舎維持管理経費	144,731千円

■個人番号カード発行関連経費	75,694千円
■戸籍管理システム運用経費	13,288千円
■ホームページ運営事業	1,879千円
■広報えべつ発行等事業	16,301千円
■市民会館管理運営事業	93,668千円
■市民会館改修事業	19,765千円

特別会計

25,778,000千円 (前年比△196,000千円、△0.8%)

国民健康保険特別会計

12,200,000千円

国民健康保険の被保険者に対して、疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険給付や健康の保持増進に向けた事業を実施します。

- ◆ 北海道国民健康保険運営方針に基づき、北海道と一体となって国民健康保険の適正な運営に努めます。
- ◆ 資格管理や保険給付を適切に実施するとともに、医療費の適正化に取り組みます。
- ◆ 特定健診の受診促進や保健事業を推進します。

後期高齢者医療特別会計

2,253,000千円

主に75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度について、被保険者証の交付や保険料の管理、各種申請受付等の事務を行います。

- ◆ 被保険者から収納した保険料を、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付します。
- ◆ 所得が少ない方の保険料軽減のため、一般会計から繰り入れを受けます。

介護保険特別会計

11,112,000千円

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、介護保険事業の円滑な運営を図ります。

- ◆ 第9期介護保険事業計画（令和6年度からの3か年計画）を推進します。
- ◆ 介護予防の取組や地域包括支援センターの運営のほか、認知症施策などの地域支援事業を実施します。

基本財産基金運用特別会計

213,000千円

江別市有林処分金をもとにした市の財政に寄与するための基本財産基金について、その運用の経理を明確にするための会計です。

- ◆ 基金で保有している土地の管理経費
- ◆ 市の投資事業等に対する債権運用
- ◆ 土地・現金の運用益の基金への繰出金

公営企業会計

18,032,759千円 (前年比△409,829千円、△2.2%)

水道事業会計

3,698,965千円

- ◆ 水道事業では、災害に強く安全・安心な水道水を安定的に供給するため、老朽化した配水管の布設替による耐震化等管網整備を行うほか、上江別浄水場・配水池の設備更新等を実施します。

下水道事業会計

5,480,813千円

- ◆ 下水道事業では、衛生的な生活環境を確保するため、老朽化した下水道管路の改築・更新を行うほか、浄化センター・ポンプ場の設備更新等を実施します。

病院事業会計

8,852,981千円

- ◆ 令和6年3月策定予定の「江別市立病院経営強化プラン」に基づき、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、市立病院の経営強化を着実に進めます。
- ◆ DPC対象病院として急性期医療の充実、制度に対応した収益性の高いマネジメントを実施します。
- ◆ 高度医療機器の活用やチーム医療の充実による外来機能の高度化、専門化を図ります。
- ◆ 他の医療機関とのネットワーク強化を進め、市民にとって最適な医療を提供できるよう、体制整備に取り組みます。
- ◆ 医育大学との共同研究を進め、「高度先進地域医療」の実現を目指します。



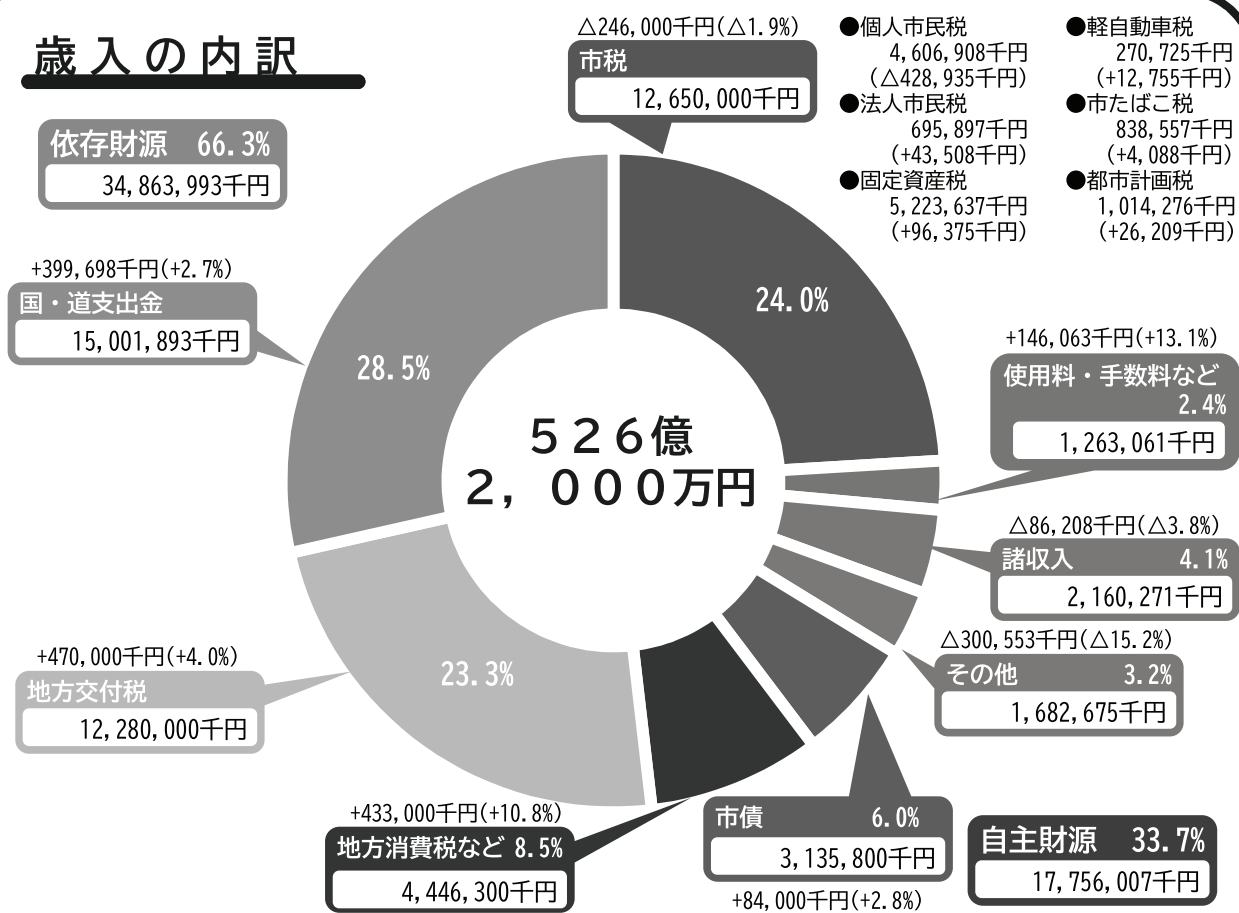
江別市水道庁舎



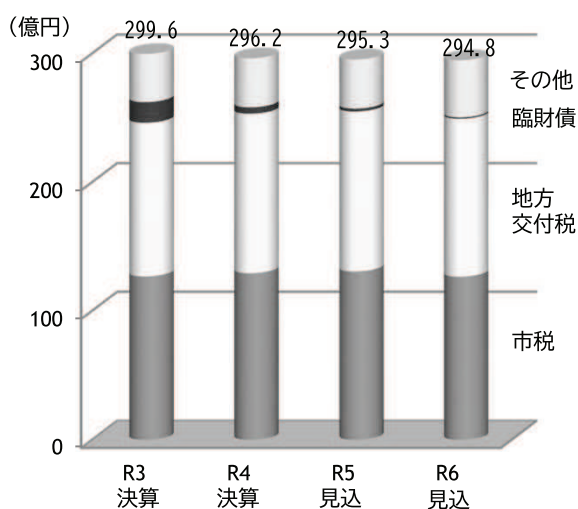
江別市立病院

第3編 資料編

歳入の内訳

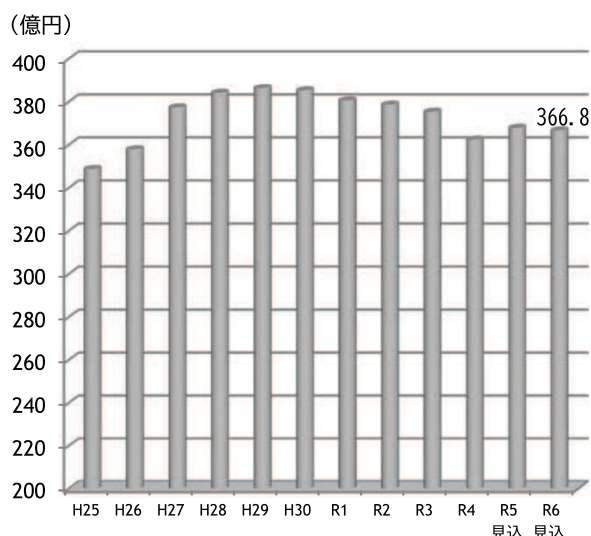


一般財源総額の状況



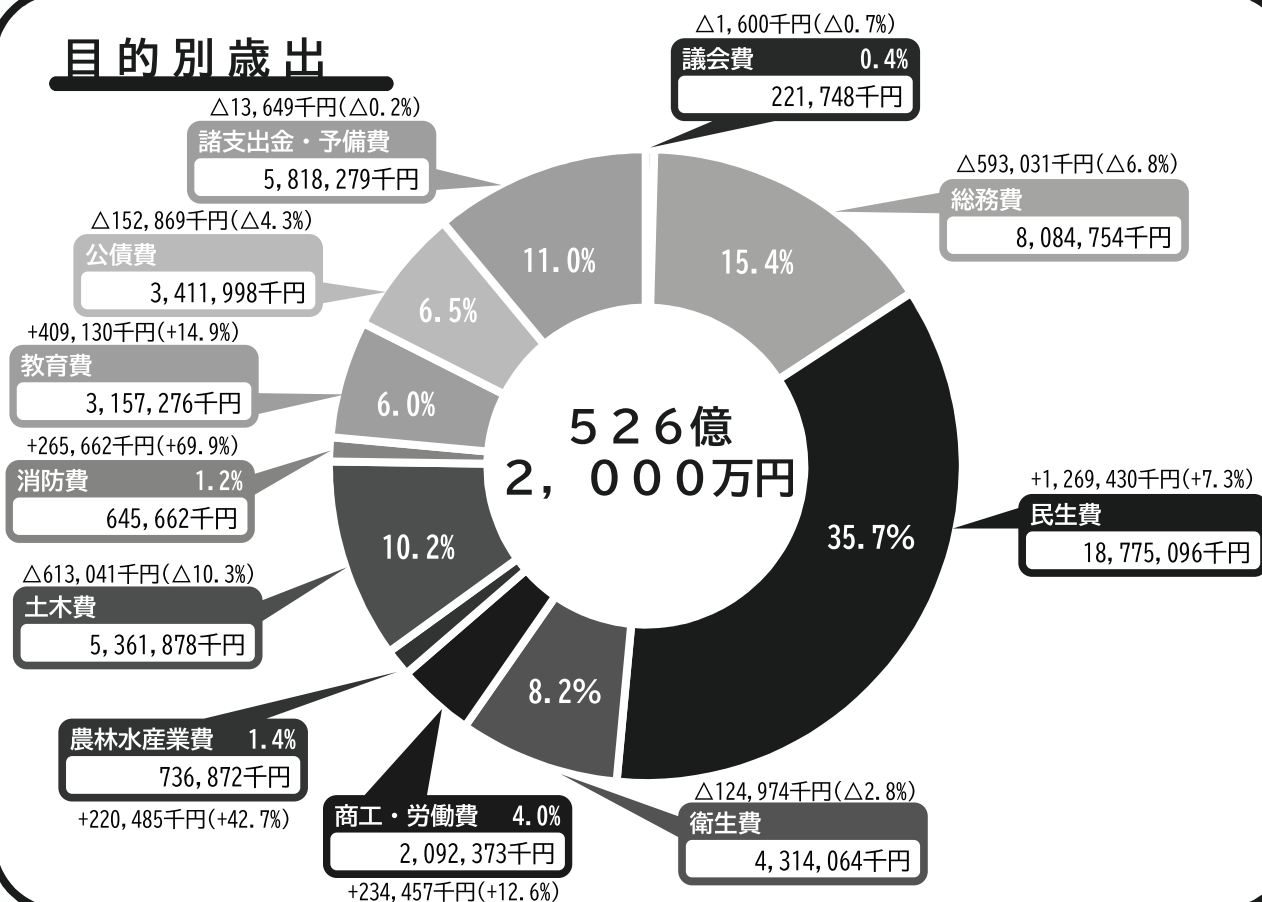
市税、地方交付税、臨時財政対策債及びその他（譲与税・交付金）を合算した一般財源総額は、臨時財政対策債の減により、令和6年度は減少する見込みです。

市債残高の推移

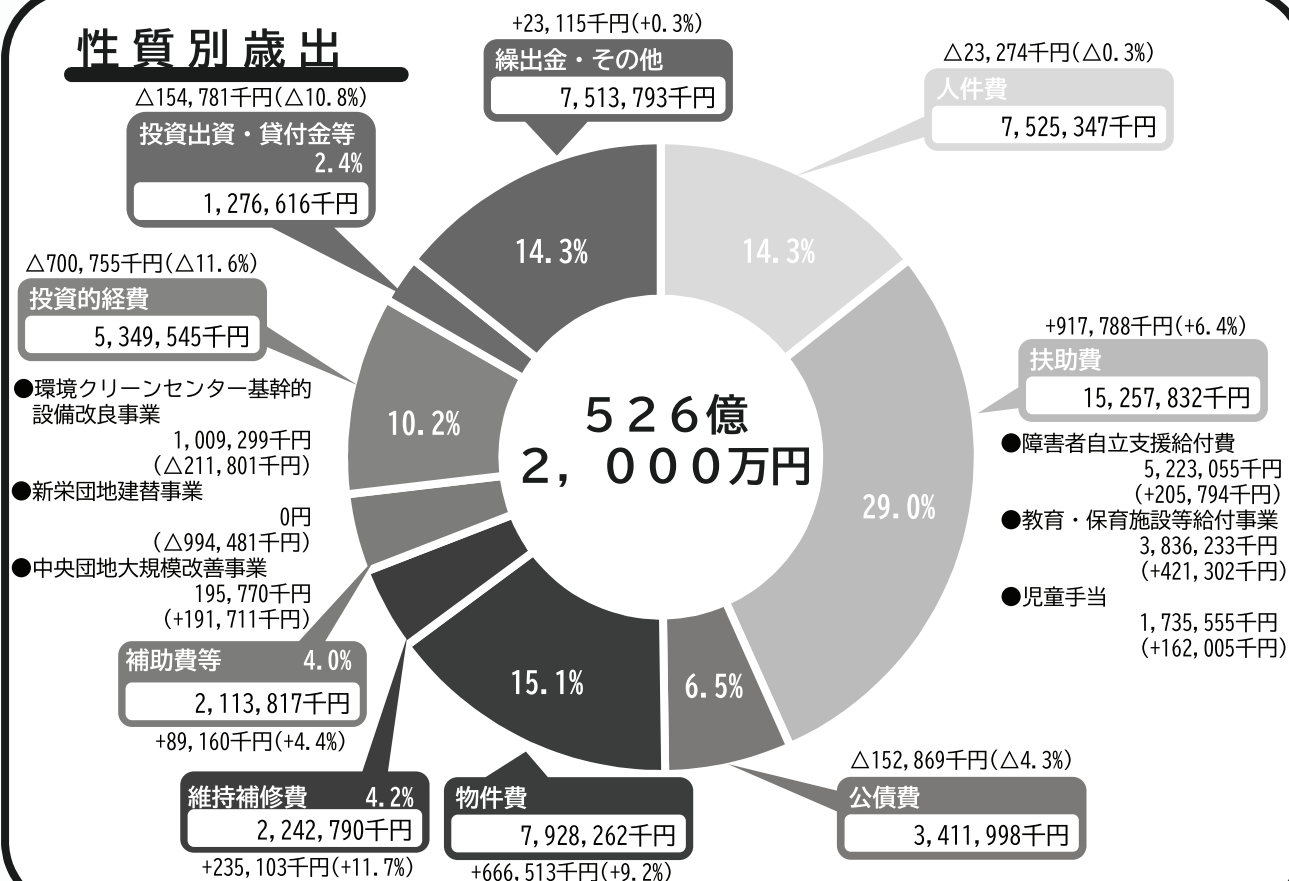


市債の残高は平成26年度以降は学校耐震化や市営住宅の建替えなどにより増加傾向でしたが、大規模事業の終了に伴い平成30年度以降は概ね横ばいで推移しています。令和6年度は引き続き臨時財政対策債の発行見込額が少ないことから、令和5年度と比較して、市債残高が減少する見込みです。

目的別歳出



性質別歳出



一般会計・特別会計 令和4年度 決算概要

皆さんに納めていただいた税金や国から配分された地方交付税などの収入によって市が行った事業や、財政状況の概要をお知らせします。

【詳細】 財政課 ☎ 381-11010

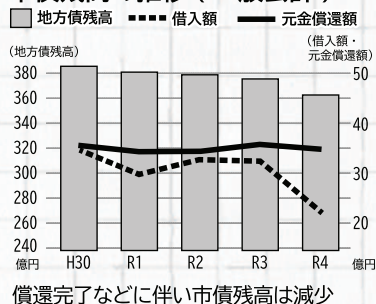
一般会計の概要

形式収支（歳入歳出の差引）は13億7039万円の黒字、実質収支（形式収支から翌年度繰越財源を差引）は12億9482万円の黒字になりました。歳入歳出の詳細は下記を参照ください。

地方債

令和4年度末の地方債残高は362億4917万円で、前年度と比較すると3.4%減少しました。

市債残高の推移（一般会計）



健全化判断比率

江別市の健全化判断比率

一般会計

歳入

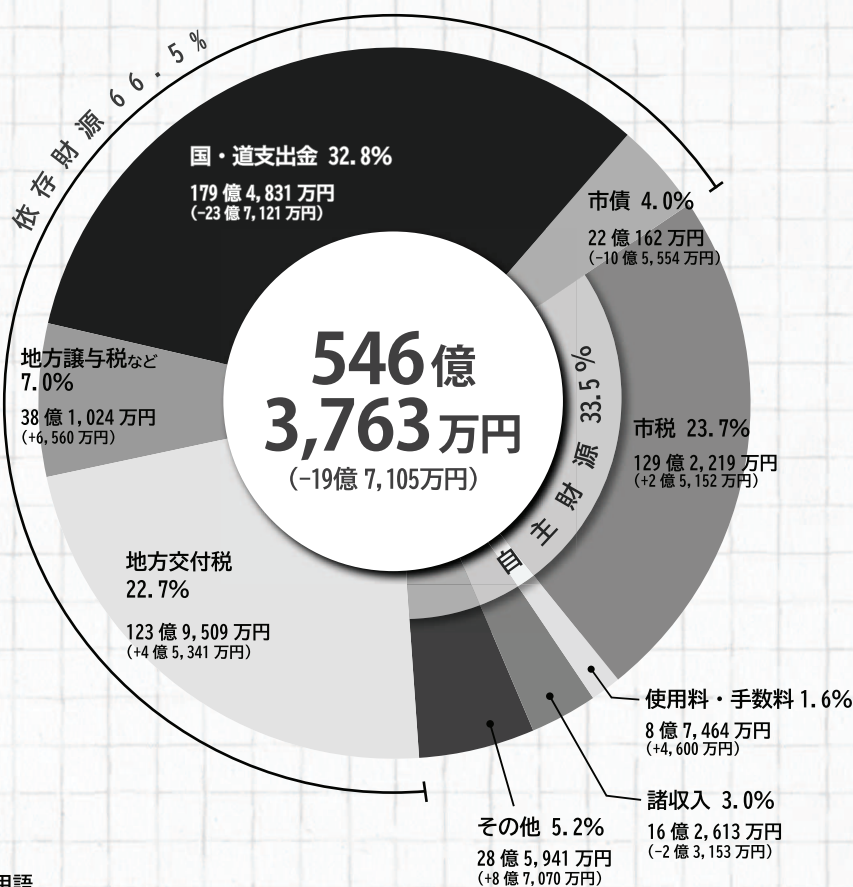
()内は前年度との比較

決算額は前年度に比べて3.5%の減少となりました。

地域の特性を活かしたまちづくり、自主的な自治体経営を進めていくためには財政基盤の安定性や財政の健全性の確保が不可欠です。引き続き市税の収納率向上や産業の振興を図り、自主財源の充実、確保に努めます。

また、令和4年度はふるさと納税3億5,764万円をはじめ、個人、団体合わせて4億3,042万円の寄附金がありました。右図で【その他】に分類されています。

寄附金は、環境・福祉・教育事業など、寄附の趣旨に沿って活用しています。



用語

【市税】市市民税、固定資産税、都市計画税など【使用料・手数料】公共施設の使用料、住民票発行・ごみ処理手数料など【諸収入】貸付金の返済金や宝くじの交付金など【その他】基金の取り崩し、前年度繰越金、寄附金など【地方交付税】一定水準の行政サービスを行うために国から配分される交付金【地方譲与税など】国が徴収した特定の税のうち、一定の基準で地方に配分されるものなど【国・道支出金】道路などの社会資本整備や障害者自立支援給付など、特定の事業に対する国・道からの負担金・補助金など【市債】施設や道路建設などに関する借入金

一時借入金

会計名	借入額	限度額
一般	0円	100億円
水道	0円	1億円
下水道	0円	6億円
病院	2億円	30億円

地方債

会計名	残高
一般	345億3,695万円
水道	20億1,444万円
下水道	93億6,434万円
病院	48億981万円
合計	507億2,554万円

市有財産

区分	数量	市民1人当たり
土地	651万4,295㎡	54.85㎡
建物	36万1,646㎡	3.04㎡
各種基金 (現金等)	107億8,611万円	9万811円
各種基金 (土地)	16万534㎡	1.35㎡
債権 有価証券 出資金	9億1,199万円	7,678円
車両	116台	—

令和5年10月1日
現在の人口118,776人

特別会計

歳入

国民健康保険	124 億 797 万円
後期高齢者医療	19 億 1,779 万円
介護保険	111 億 8,827 万円
基本財産基金運用	1 億 306 万円

歳出

国民健康保険	123 億 5,065 万円
後期高齢者医療	19 億 1,061 万円
介護保険	106 億 2,643 万円
基本財産基金運用	1 億 169 万円

差引収支額

国民健康保険	5,732 万円
後期高齢者医療	718 万円
介護保険	5 億 6,184 万円
基本財産基金運用	137 万円

都市計画税の使途

都市計画税 (9 億 7,445 万円)

公園事業 2 億 3,118 万円	公園管理事業など
下水道事業 7 億 4,327 万円	雨水処理等負担 など(下水道事業会 計繰出金)

企業会計

水道・下水道事業会計決算は14-15ページ、市立病院の決算は、広報えべつ10月号10ページを参照ください。

健全化判断比率

指標	健全化判断比率	※1	※2
実質赤字比率	該当なし	11.95%	20%
連結実質赤字比率	該当なし	16.95%	30%
実質公債費比率	5.1%	25%	35%
将来負担比率	該当なし	350%	

※1 早期健全化基準(黄信号) ※2 財政再生基準(赤信号)
を超える項目はありませんでした

は、いずれも基準値をクリアしています。
前年度決算数値と比べると、実質公債費比率は、地方債の新規借入額の減少などにより、数値が改善しました。
また、実質赤字比率および連結実質赤字比率は黒字決算のため、将来負担比率は地方債残高の減少などにより将来負担額が充当可能財源など以下になったため、指標は算定されません。

一般会計

歳出

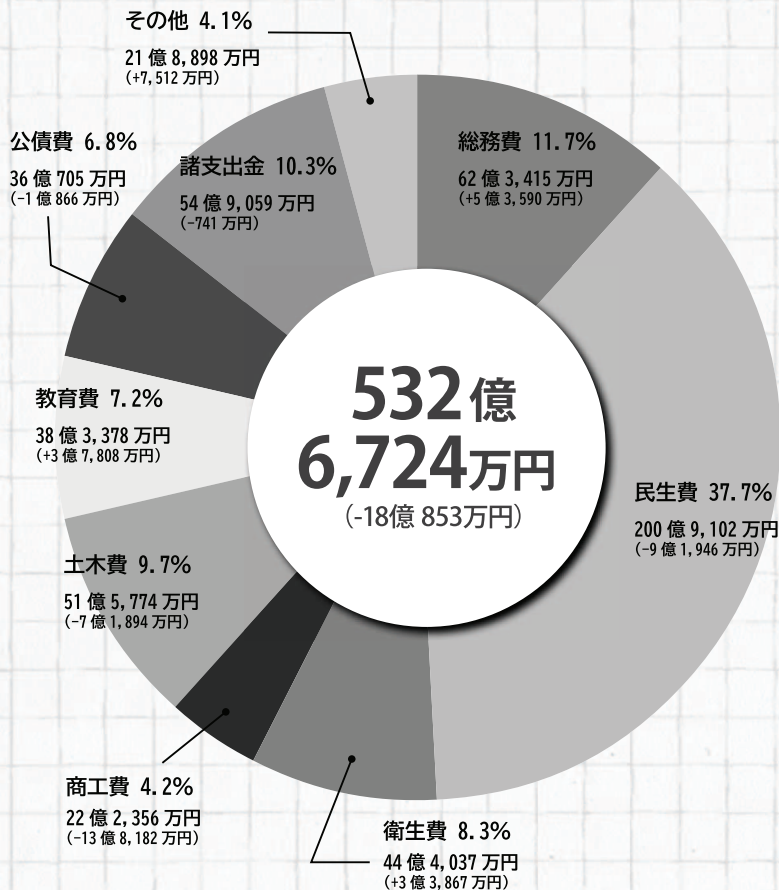
()内は前年度との比較

決算額は前年度に比べ3.3%の減少となりました。

民生費は、子育て世帯への臨時特別給付金の終了などにより、9億1,964万円(4.4%)減少したものの、依然として全体に占める割合は高く、3分の1以上に達しています。

商工費は、国のまん延防止等重点措置に基づく時短要請などに応じた飲食店などへの感染防止対策協力支援金事業の縮小などにより、13億8,182万円(38.3%)減少しました。

教育費は、小中学生への1人1台タブレット端末導入などにより、3億7,808万円(10.9%)増加しました。



用語

【総務費】戸籍・住民基本台帳、庁舎管理など【民生費】医療・福祉の費用など(児童手当、障害者自立支援給付費など)【衛生費】健診、予防接種、ごみ処理、葬斎場、墓地など【商工費】商工業、観光など【土木費】道路、橋りょう、公園、除雪、治水など【教育費】義務教育費、体育館・図書館など【公債費】地方債の元利償還金など【諸支出金】特別会計への繰出金など【その他】議会、労働、農林水産業、消防 ※職員給与費は各科目に分類しています

令和5年度

上半期予算 執行状況

	歳入予算額	収入済額	執行率	歳出予算額	支出済額	執行率
一般会計	545 億 648 万円	244 億 811 万円	44.8%	545 億 648 万円	215 億 5,961 万円	39.6%
特別会計						
国民健康保険	125 億 8,271 万円	46 億 2,596 万円	36.8%	125 億 8,271 万円	48 億 3,604 万円	38.4%
後期高齢者医療	20 億 1,300 万円	6 億 6,745 万円	33.2%	20 億 1,300 万円	6 億 4,733 万円	32.2%
介護保険	114 億 3,400 万円	51 億 1,656 万円	44.7%	114 億 3,400 万円	44 億 2,839 万円	38.7%
基本財産基金運用	5 億 6,800 万円	137 万円	0.2%	5 億 6,800 万円	0 万円	0.0%
企業会計	収入予算額	執行額	執行率	支出予算額	執行額	執行率
水道事業	収益的収支 26 億 2,802 万円 資本的収支 3 億 6,210 万円	10 億 9,573 万円 0 万円	41.7% 0.0%	24 億 7,374 万円 16 億 3,742 万円	8 億 430 万円 13 億 1,535 万円	32.5% 80.3%
下水道事業	収益的収支 34 億 9,280 万円 資本的収支 15 億 793 万円	11 億 4,637 万円 447 万円	32.8% 0.3%	33 億 8,416 万円 25 億 2,149 万円	5 億 7,790 万円 15 億 488 万円	17.1% 59.7%
病院事業	収益的収支 73 億 9,666 万円 資本的収支 6 億 3,403 万円	39 億 6,990 万円 4,783 万円	53.7% 7.5%	73 億 5,812 万円 13 億 6,867 万円	29 億 2,654 万円 4 億 8,292 万円	39.8% 35.3%



[トップページ](#) > [組織・課名でさがす](#) > 庁舎建設推進室（庁舎耐震化担当）

庁舎建設推進室（庁舎耐震化担当）



- 2024年7月31日更新 [江別市本庁舎建設基本設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について](#)
- 2024年6月28日更新 [「江別市本庁舎建設基本計画」の公表について](#)
- 2024年6月10日更新 [「江別市本庁舎建設基本計画（案）」に対する意見公募（パブリックコメント）の結果と市の考え方について](#)
- 2024年4月5日更新 [本庁舎建設基本計画（案）に関する市民説明会を開催しました](#)
- 2024年3月4日更新 [「江別市本庁舎建設基本計画（案）」についての意見公募（パブリックコメント）の実施について](#)

[新着更新情報の一覧を見る](#)

江別市本庁舎建設基本設計について

- 2024年7月31日更新 [江別市本庁舎建設基本設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について](#)

江別市本庁舎建設基本計画について

- 2024年6月28日更新 [「江別市本庁舎建設基本計画」の公表について](#)
- 2024年6月10日更新 [「江別市本庁舎建設基本計画（案）」に対する意見公募（パブリックコメント）の結果と市の考え方について](#)
- 2024年4月5日更新 [本庁舎建設基本計画（案）に関する市民説明会を開催しました](#)
- 2024年3月4日更新 [「江別市本庁舎建設基本計画（案）」についての意見公募（パブリックコメント）の実施について](#)
- 2023年11月10日更新 [本庁舎建設基本計画に関する市民ワークショップを開催しました](#)
- 2023年9月22日更新 [本庁舎建設基本計画に関するインターンシップ参加大学生によるワークショップを開催しました](#)

江別市本庁舎建設基本計画検討委員会

- 2024年7月1日更新 [江別市本庁舎建設基本計画検討委員会について](#)

江別市本庁舎建設基本構想について

- 2023年3月22日更新 [「江別市本庁舎建設基本構想」の公表について](#)
- 2023年2月15日更新 [「江別市本庁舎建設基本構想（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果と市の考え方について](#)
- 2022年12月20日更新 [本庁舎建設基本構想に関する市民説明会を開催しました](#)
- 2022年11月21日更新 [「江別市本庁舎建設基本構想（案）」についての意見公募（パブリックコメント）の実施について](#)
- 2022年9月16日更新 [市内4大学の大学生を対象とした本庁舎建設基本構想に関するワークショップを開催しました（オンライン）](#)
- 2022年8月16日更新 [本庁舎建設基本構想に関する市民ワークショップを開催しました](#)

江別市本庁舎建設基本構想検討委員会

- 2023年3月31日更新 [江別市本庁舎建設基本構想検討委員会について](#)

本庁舎等の整備に係る市の基本的な考え方

- 2022年3月17日更新 [本庁舎等の整備に係る市の基本的な考え方の公表](#)
- 2022年3月15日更新 [「本庁舎等の整備に係る市の基本的な考え方（案）」に対する意見公募（パブリックコメント）の結果と市の考え方について](#)
- 2021年12月29日更新 [本庁舎等の整備に関する市民アンケート調査の集計結果について](#)
- 2021年12月28日更新 [「本庁舎等の整備に係る市の基本的な考え方（案）」についての意見公募（パブリックコメント）の実施について](#)

連絡先

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地
江別市役所本庁舎2階
Tel：011-381-1407（代表）
Fax：011-381-1070
[お問い合わせはこちら](#)

主な業務内容

本庁舎の耐震化検討

関連情報

イベント・募集

[江別市本庁舎建設基本設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について](#)
[「江別市本庁舎建設基本計画（案）」についての意見公募（パブリックコメント）の実施について](#)
[「江別市本庁舎建設基本構想（案）」についての意見公募（パブリックコメント）の実施について](#)
[「本庁舎等の整備に係る市の基本的な考え方（案）」についての意見公募（パブリックコメント）の実施について](#)

審議会情報

[江別市本庁舎建設基本計画検討委員会について](#)
[江別市本庁舎建設基本構想検討委員会について](#)

計画・ビジョン

[本庁舎等の整備に係る市の基本的な考え方の公表](#)

令和 5年度 事務事業評価表【評価版】(令和 4年度実績)

事業名：自治基本条例関連事業

【事業番号 844】
市民生活課参事（市民協働）

政 策	08 協働	戦 略	
取 組 の 基本方針	01 協働のまちづくりの推進	具体的施策	
開始年度	平成20年度	終了年度	—
	区分1	継続	区分2
	単独	補助金	

事務事業の目的と成果及び指標

対象（誰、何に対して事業を行うのか）

市民

指標名	単位	2年度実績	3年度実績	4年度実績	5年度当初
対象指標 1 市民	人	119,883	119,777	119,333	119,333
対象指標 2					

手段（事務事業の内容、手法）

自治基本条例についての情報発信やリーフレット・パンフレット等の配布を行う。

指標名	単位	2年度実績	3年度実績	4年度実績	5年度当初
活動指標 1 リーフレット・パンフレット等の配布枚数	枚	8,032	2,938	4,106	3,500
活動指標 2					

意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）

自治基本条例を知る市民が増え、市民自治によるまちづくりが推進される。

指標名	単位	2年度実績	3年度実績	4年度実績	5年度当初
成果指標 1 自治基本条例の認知度	%	34.7	38.2	30.2	40
成果指標 2					

事業費の推移	単位	2年度実績	3年度実績	4年度実績	5年度当初
事業費 (A)	千円	1,046	1,079	1,313	1,053
正職員人件費 (B)	千円	8,392	8,368	6,844	6,915
総事業費 (A+B)	千円	9,438	9,447	8,157	7,968

	事業内容（主なもの）	費用内訳（主なもの）
4年度	・早朝ミニ講座（小学生・中学生）の実施 ・リーフレット等の配布 ・自治基本条例解説パンフレットの制作	・早朝ミニ講座委託料 499千円 ・リーフレット等印刷経費 568千円 ・パンフレット制作ワーキンググループ運営委託料 237千円

事業開始背景	
平成21年7月、まちづくりを進めるための理念や基本的ルールなどを定めた「江別市自治基本条例」が制定された。「江別市自治基本条例」では、よりよいまちづくりや地域の課題解決に向け、市民一人ひとりが考え、行動する「市民自治」を基本理念とし、その意識高揚を図るものとしていることから、条例の内容や考え方について知ってもらうため、本事業を開始した。また、令和2年度より「協働を知ってもらう啓発事業」と統合し、本事業を継続している。	
事業を取り巻く環境変化	
「江別市自治基本条例」では、4年を超えない期間毎に条例の規定について検討するものと定められており、有識者や市民により構成された「自治基本条例検討委員会」を平成24年度、平成28年度、令和2年度に設置した。それぞれの検討の結果は提言書として提出され、令和3年9月に提出された提言書では、市民自治のまちづくりを進めるには、条例の認知度、市民参加や市民協働に関する意識を高めるとともに、市と市民相互の情報共有が必要であること等の提言があった。また、「江別市自治基本条例」に基づき、市政への市民参加に関する手続き等を定めた、「江別市市民参加条例」が平成27年6月に制定された。	

令和 4年度の実績による担当課の評価（令和 5年度7月時点）			
成果動向及び原因分析	(1) 計画どおりに成果指標は上がっていますか？成果指標が上がっている理由、上がっていない理由は何ですか？		
	上がっている	理由 根拠	令和3年9月に提出された自治基本条例検討委員会からの提言を受け、理解しやすい言葉や写真・イラストなどを使い、市民にとってより分かりやすい自治基本条例啓発リーフレットを作成し、はたちのつどいで配布したほか、市内公共施設等に配置する等して周知に努めた。 また、市内の小学4年生及び中学2年生全員を対象に早朝ミニ講座を実施してパンフレット等を配布した。 条例の認知度はなかなか上がらないが、期待する効果の発現までには一定の時間を要するものとする。
	どちらかといえば上がっている		
	上がっていない		
成果向上余地	(2) 成果指標が向上する余地（可能性）はありますか？その理由は何ですか？		
	成果向上余地 大	理由 根拠	作成したリーフレットを条例の未認知層である若年層に配布することにより、成果が向上する余地がある。
	成果向上余地 中		
	成果向上余地 小		
コスト	(3) 成果指標を落とさずに、コスト（予算や所要時間）を削減する方法はありませんか？		
	ある	理由 根拠	令和2年度から協働を知ってもらう啓発事業を統合してコスト削減に努め、さらに事業実施にあたっては、パンフレット等の電子化や印刷部数・発注単価を最小限に抑えるなど費用の縮減に努めており、現状のコストは必要最小限である。
	なし		

令和6年度 江別市総合防災訓練

今、みんなに必要な 備えがここにある!



消防、警察、自衛隊、
江別建設業協会

連携救助訓練

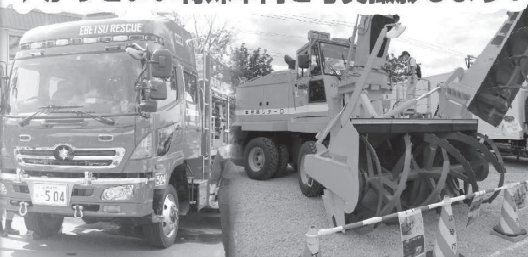
▶救助活動を間近で見よう!



消防車、救急車
警察高性能救助車、パトカー、白バイ
自衛隊雪上車、大型除雪車
ブルドーザー、排水ポンプ車、給水車
移動電源車、高所作業車
ウイングトラックなど

災害時に活やくする クルマコーナー

▶カッコいい特殊車両と写真撮影しよう!



流速体験
地下浸水体験
地震体験
はしご車搭乗体験
(先着抽選50組まで)
炊出し体験
(自衛隊カレー 700食11:30頃から配付)

災害体験コーナー

▶たくさん経験して学ぼう!



災害対策本部運営訓練
避難輸送訓練
災害時協力協定企業等PRブース

2024年8月3日(土) 10:00~12:30 (9:30開場)

災害体験コーナーなどは9:30から開始しております。

会場

江別市役所 北側特設会場 (江別市向ヶ丘26番地 江別高校跡地)

会場東側に来場者用の駐車場をご用意しております。

入場&体験
無料



【お問合せ】江別市総務部危機対策・防災担当 ☎ 011-381-1407

詳しい内容は
江別市 HP にて



市主催の総合防災訓練・避難所運営訓練について

[通常ページへ戻る](#)

掲載日：2020年6月10日更新

Post

[LINEで送る](#)

令和2年度から ≪ 地域連携避難所運営訓練 ≫ を実施します

概要

災害発生時の避難に関する全般的な訓練を市内3地区（江別地区・野幌地区・大麻地区）でローテーションしながら、各地区の小学校区にある避難所を中心に、地域住民が主体となる実践的な「地域連携避難所運営訓練」を毎年実施します。

（小学校区の自治会等を対象に実施する訓練）

スケジュール

毎年（各地区ローテーション開催）

場所

各地区の小学校区内にある指定避難所（公民館や学校など）
※実施の前に、自治会や自主防災組織等と相談させていただきます。

内容

- ・災害の情報を受ける訓練
- ・避難所まで避難をする訓練
- ・避難所運営訓練（市職員と連携）
- ・炊き出し訓練
- ・災害時協力協定企業のPR説明会
- ・防災グッズの展示 ほか

その他（総合防災訓練について）

地域の連携力の充実を図るため、毎年行われていた「江別市総合防災訓練」を以下のとおり見直しました。

（1）スケジュール

【旧】 毎年 → 【新】 2年に1度

（2）実施場所

【旧】 市内各地区ローテーション → 【新】 市役所敷地及び隣接地（旧江別高校跡地）

（3）内容

- ・消防、警察、自衛隊による防災演習
- ・災害時協力協定企業によるPRブース
- ・防災体験（消火訓練・救急訓練、煙体験、地震体験、炊き出し、災害時ボランティア体験 など）
- ・その他

危機対策・防災担当 代表

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地江別市役所本庁舎2階

Tel：011-381-1407 Fax：011-381-1070

[お問い合わせはこちらから](#)



江別市 LINE 公式アカウント

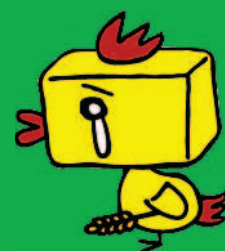
災害情報などをLINEでお知らせするサービスを開始しました！

【発信情報】

- 気象情報（大雨警報・土砂災害警戒情報など）
- 地震情報（震度4以上）
- 避難情報（避難指示、高齢者等避難）
- その他緊急のお知らせ
（避難所・給水所開設情報、ゴミの収集日情報など）



友だち募集チュン！



えべチュン

友だちの追加方法

QRコードで登録

LINE アプリの
「その他」→「友だち追加」



ID 検索で登録

LINE アプリの
「その他」→「友だち追加」

@ebetsucity

上記 ID を検索🔍

ホームページから登録

江別市ホームページ
下記のボタンを
クリック！



問合せ先 江別市総務部（危機対策・防災担当）
☎011-381-1407

改正

平成12年3月8日条例第1号

平成27年3月25日条例第8号

平成28年3月29日条例第8号

令和4年3月3日条例第1号

江別市行政手続条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 申請に対する処分（第5条—第11条）

第3章 不利益処分

第1節 通則（第12条—第14条）

第2節 聴聞（第15条—第26条）

第3節 弁明の機会の付与（第27条—第29条）

第4章 行政指導（第30条—第34条の2）

第4章の2 処分等の求め（第34条の3）

第5章 届出（第35条）

第6章 補則（第36条）

附則

第1章 総則

（目的等）

第1条 この条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続に関しこの条例に規定する事項について、他の条例等に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 条例等 市の条例、執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。以下同じ。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。

（2） 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、北海道の条例及び北海道の執行機関の規則並びに条例等をいう。

（3） 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

（4） 申請 条例等（第31条においては、法令）に基づき、行政庁の許可、認可、承認その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。

（5） 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等の規定上必要とされている手続としての処分

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

（6） 行政機関 地方自治法第2編第7章に基づいて設置される市の執行機関、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令上

独立に権限を行使することが認められた職員をいう。

(7) 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。

(8) 届出 行政庁に対し一定の事項を通知する行為（申請に該当するものを除く。）であつて、条例等により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の条例等の規定上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

（適用除外）

第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章の2までの規定は、適用しない。

(1) 議会の議決によってされる処分

(2) 議会の議決を経て、又はその同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分

(3) 地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員（他の法令の規定に基づいて当該職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導

(4) 学校、講習所、訓練所又は研修所において、教育、講習、訓練又は研修の目的を達成するために、学生、生徒、児童若しくは幼児若しくはこれらの保護者、講習生、訓練生又は研修生に対してされる処分及び行政指導

(5) 職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員に該当する者をいう。以下同じ。）又は職員であつた者に対してその職務又は身分に関してされる処分又は行政指導

(6) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分

(7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導

(8) 公衆衛生、環境保全、防疫その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導

(9) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他その職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導

(10) 審査請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決その他の処分

(11) 第3章に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において法令に基づいてされる処分及び行政指導

（国の機関等に対する処分等の適用除外）

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

第2章 申請に対する処分

（審査基準）

第5条 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（以下「審査基準」という。）を定めるものとする。

2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、条例等により当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。

（標準処理期間）

第6条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

(申請に対する審査、応答)

第7条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の条例等に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(理由の提示)

第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。

(情報の提供)

第9条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努めなければならない。

2 行政庁は、申請をしようとする者又は申請者の求めに応じ、申請書の記載及び添付書類に関する事項その他の申請に必要な情報の提供に努めなければならない。

(公聴会の開催等)

第10条 行政庁は、申請に対する処分であって、申請者以外の者の利害を考慮すべきことが当該条例等において許認可等の要件とされているものを行う場合には、必要に応じ、公聴会の開催その他の適当な方法により当該申請者以外の者の意見を聴く機会を設けるよう努めなければならない。

(複数の行政庁が関与する処分)

第11条 行政庁は、申請の処理をするに当たり、他の行政庁において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもって自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の行政庁が関与する場合においては、当該複数の行政庁は、必要に応じ、相互に連絡を取り、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

第3章 不利益処分

第1節 通則

(処分の基準)

第12条 行政庁は、不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分をするかについてその条例等の定めに従って判断するために必要とされる基準（次項において「処分基準」という。）を定め、かつ、これを公にしておくよう努めなければならない。

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1) 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を

執ることができないとき。

- (2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。
- (3) 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
- (4) 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- (5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして市の執行機関の規則及び企業管理規程で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

- 2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名宛人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。
- 3 不利益処分を書面でするときは、前2項の理由は、書面により示さなければならない。

第2節 聴聞

(聴聞の通知の方式)

第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項
 - (2) 不利益処分の原因となる事実
 - (3) 聴聞の期日及び場所
 - (4) 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地
- 2 前項の書面においては、次に掲げる事項を教示しなければならない。
 - (1) 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。
 - (2) 聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
 - 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、当事者のために、聴聞に関する一切の行為をすることができる。
- 3 代理人の資格は、書面で証明しなければならない。
- 4 代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した当事者は、書面でその旨を行政庁に届け出なければならない。

(参加人)

第17条 第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）は、必要があると認める

ときは、当事者以外の者であって当該不利益処分の根拠となる条例等に照らし当該不利益処分につき利害関係を有するものと認められる者（同条第2項第6号において「関係人」という。）に対し、当該聴聞に関する手続に参加することを求め、又は当該聴聞に関する手続に参加することを許可することができる。

2 前項の規定により当該聴聞に関する手続に参加する者（以下「参加人」という。）は、代理人を選任することができる。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の代理人について準用する。この場合において、同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、「参加人」と読み替えるものとする。

（文書等の閲覧）

第18条 当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項において「当事者等」という。）は、聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時までの間、行政庁に対し、当該事案についてした調査の結果に係る調書その他の当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができる。この場合において、行政庁は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 前項の規定は、当事者等が聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧を更に求めることを妨げない。

3 行政庁は、前2項の閲覧について日時及び場所を指定することができる。

（聴聞の主宰）

第19条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他市の執行機関の規則及び企業管理規程で定める者が主宰する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

（1） 当該聴聞の当事者又は参加人

（2） 前号に規定する者の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族

（3） 第1号に規定する者の代理人又は次条第3項に規定する補佐人

（4） 前3号に規定する者であった者

（5） 第1号に規定する者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

（6） 参加人以外の関係人

（聴聞の期日における審理の方式）

第20条 主宰者は、最初の聴聞の期日の冒頭において、行政庁の職員に、予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項並びにその原因となる事実を聴聞の期日に出頭した者に対し説明させなければならない。

2 当事者又は参加人は、聴聞の期日に出頭して、意見を述べ、及び証拠書類等を提出し、並びに主宰者の許可を得て行政庁の職員に対し質問を発することができる。

3 前項の場合において、当事者又は参加人は、主宰者の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 主宰者は、聴聞の期日において必要があると認めるときは、当事者若しくは参加人に対し質問を発し、意見の陳述若しくは証拠書類等の提出を促し、又は行政庁の職員に対し説明を求めることができる。

5 主宰者は、当事者又は参加人の一部が出頭しないときであっても、聴聞の期日における審理を行うことができる。

6 聴聞の期日における審理は、行政庁が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

（陳述書等の提出）

第21条 当事者又は参加人は、聴聞の期日への出頭に代えて、主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類等を提出することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者に対し、その求めに応じて、前項の陳述書及び証拠書類等を示すことができる。

（続行期日の指定）

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 前項の場合においては、当事者及び参加人に対し、あらかじめ、次回の聴聞の期日及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、聴聞の期日に出頭した当事者及び参加人に対しては、当該聴聞の期日においてこれを告知すれば足りる。

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（当事者の不出頭等の場合における聴聞の終結）

第23条 主宰者は、当事者の全部若しくは一部が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書若しくは証拠書類等を提出しない場合、又は参加人の全部若しくは一部が聴聞の期日に出頭しない場合には、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び証拠書類等を提出する機会を与えることなく、聴聞を終結することができる。

2 主宰者は、前項に規定する場合のほか、当事者の全部又は一部が聴聞の期日に出頭せず、かつ、第21条第1項に規定する陳述書又は証拠書類等を提出しない場合において、これらの者の聴聞の期日への出頭が相当期間引き続き見込めないときは、これらの者に対し、期限を定めて陳述書及び証拠書類等の提出を求め、当該期限が到来したときに聴聞を終結することとすることができる。

（聴聞調書及び報告書）

第24条 主宰者は、聴聞の審理の経過を記載した調書を作成し、当該調書において、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

2 前項の調書は、聴聞の期日における審理が行われた場合には各期日ごとに、当該審理が行われなかった場合には聴聞の終結後速やかに作成しなければならない。

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第1項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4 当事者又は参加人は、第1項の調書及び前項の報告書の閲覧を求めることができる。

（聴聞の再開）

第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に鑑み必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。

（聴聞を経てされる不利益処分の決定）

第26条 行政庁は、不利益処分の決定をするときは、第24条第1項の調書の内容及び同条第3項の報告書に記載された主宰者の意見を十分に参酌してこれをしなければならない。

第3節 弁明の機会の付与

（弁明の機会の付与の方式）

第27条 弁明は、行政庁が口頭であることを認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）を提出してするものとする。

2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

（弁明の機会の付与の通知の方式）

第28条 行政庁は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1） 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例等の条項

（2） 不利益処分の原因となる事実

（3） 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とある

のは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第30条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

(申請に関連する行政指導)

第31条 申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

(許認可等の権限に関連する行政指導)

第32条 許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない。

(行政指導の方式)

第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、行政機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。

(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの

(2) 既に文書（前項の書面を含む。）によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの

(複数の者を対象とする行政指導)

第34条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思考するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所

(2) 当該行政指導の内容

(3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項

(4) 前号の条項に規定する要件

(5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思考する理由

(6) その他参考となる事項

- 3 当該行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分（その根拠となる規定が条例に置かれているものに限る。）又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 法令に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該行政庁又は行政機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

第5章 届出

第35条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の条例等に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が条例等により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

第6章 補則

（委任）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、行政機関が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行前に第15条第1項又は第28条の規定による通知に相当する行為がされた場合においては、当該通知に相当する行為に係る不利益処分の手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に、届出がされた後一定期間内に限りすることができることとされている不利益処分に係る当該届出がされた場合においては、当該不利益処分に係る手続に関しては、第3章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月8日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日条例第8号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第10号の改正規定は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日条例第8号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月3日条例第1号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

内部告発（公益通報）を考えられている方へ

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2022年6月1日更新 [Post](#) [LINEで送る](#)

公益通報者保護制度について

公益通報者保護法について

1 公益通報者保護法制定の背景

近年、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事の多くが、事業者内部の労働者からの通報を契機として、相次いで明らかになりました。
このような状況から、労働者が事業者内部の法令違反行為を通報した場合に、解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう保護し、事業者の法令遵守を確保することを目的として「公益通報者保護法」が制定されました。

2 公益通報者保護法の概要

この法律では、労働者が、事業者内部の一定の犯罪行為やその他の法令違反行為（最終的に刑罰等が規定されているもの）が生じ、またはまさに生じようとしている旨を不正の目的でなく、

- 1. 事業者内部（労務提供先）
- 2. 行政機関（法令違反行為について処分等の権限を有する行政機関）
- 3. その他の事業者外部（報道機関、消費者団体、事業者団体など）

のいずれかにに対し、通報先に応じた保護要件を満たした通報を行った場合、

- 公益通報者に対する解雇の無効、その他の不利益な取扱いの禁止
- 公益通報を受けた事業者や行政機関のとるべき措置

を定めています。

この法律は、平成18年4月1日から施行されています。

3 公益通報者保護制度に関する窓口（消費者庁）

消費者庁における通報または相談窓口についてはホームページで確認できます。

江別市における公益通報窓口等について

江別市では、労働者の方からの公益通報に関する通報や相談を受ける窓口を下記のとおり設置しています。
なお、江別市が通報先となるのは、江別市が通報の対象となる法令違反行為について処分または勧告等を行う権限を有している場合です。

1 江別市における公益通報窓口

江別市総務部総務課法制係
電話 011-381-1065
（受理後、処分などの権限を有する各担当課に引き継ぎます）

2 通報の方法

通報は、公益通報受付フォーム、文書などにより行うことができます。

公益通報受付フォームURL：<https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/ques/questionnaire.php?openid=78>
〒067-8674
江別市高砂町6番地
江別市総務部総務課法制係

3 通報していただく内容

- 1. 通報者の氏名、連絡先（住所、電子メールアドレスなど）
- 2. 通報対象事実が発生した事業所名、所在地など
- 3. 事業所と通報者との関係（例：違反行為をしている事業所で勤務している役員、労働者、派遣労働者、アルバイト等）
- 4. 通報対象事実の概要（具体的に誰がどのような法令違反等の行為を行っているか※公益通報の対象となる法令については、[消費者庁のホームページ](#)でご確認ください。）
※資料の提出、調査等にご協力いただく場合があります。
※通報者個人の情報は、法令に基づきその秘密は守られます。

4 次の場合は、通報を受理できないときがあります。

- 1. 不正な利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正な目的での通報
- 2. 他人の正当な利益または公共の利益を害するような通報
- 3. 本市の通報対象でない事実に関する通報
- 4. 通報内容が著しく不明瞭な通報
- 5. 通報内容が虚偽であることが明らかな通報

5 江別市における公益通報に関する要綱

[江別市外部労働者からの公益通報に関する要綱\[PDFファイル／93KB\]](#)
[江別市職員等からの公益通報に関する要綱\[PDFファイル／18KB\]](#)

総務部総務課 法制係
〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地
江別市役所本庁舎2階
Tel：011-381-1065 Fax：011-381-1070
[お問い合わせはこちら](#)

LINEの配信画面(例)



広報えべつの配布施設

[通常ページへ戻る](#)

掲載日：2024年6月25日更新

Post

LINEで送る

配布施設一覧
公共施設
市役所・出張所など
市役所本庁舎（案内窓口、情報公開コーナー）、市役所第2別館2階、教育庁舎、市役所大麻出張所、証明交付窓口（水道庁舎、豊幌地区センター）、保健センター、夜間急病センター、市立病院、江別河川防災ステーション
社会教育施設
情報図書館、セラミックアートセンター、市民体育館、東野幌体育館
公民館・市民会館
市民会館、中央公民館・コミュニティセンター、野幌公民館、大麻公民館・えぽあホール
地区センター・住区会館
江別市区画整理記念会館、野幌公会堂、東野幌青少年会館、野幌鉄南地区センター、大麻東地区センター、文京台地区センター、豊幌地区センター、大麻西地区センター、江別元町地区センター
その他
総合社会福祉センター、ふれあいワークセンター、いきいきセンターさわまち、いきいきセンターわかくさ、ディサービスセンターあかしや、ハローワーク江別、札幌法務局江別出張所、野幌森林公園大沢口（自然ふれあい交流館）、江別アンテナショップGET'S（EBRI内）、市民交流施設「ぷらっと」、江別市勤労者研修センター、葬斎場、江別市都市と農村の交流センターえみくる、子育て支援センターゆうあい、子育てひろば ぽこあぽこ、子育て支援センターすくすく
市内JR各駅
江別駅、野幌駅、大麻駅、豊幌駅、高砂駅
市内各郵便局
江別、野幌、江別見晴台、江別若草、江別西、野幌駅前、野幌錦町、野幌若葉、江別大麻、江別大麻西、江別文京台
大学
北翔大学、札幌学院大学、北海道情報大学、酪農学園大学

コンビニ・スーパー

大麻地区

【ローソン】 札幌学院大学前

【セイコーマート】 あきた、江別文京台、泉町、大麻東町、大麻ひかり町

【セブンイレブン】 江別大麻、江別大麻北町、江別大麻晴美町、江別大麻桜木町、**江別文京台**

【ファミリーマート】 **江別大麻新町**

【スーパー】 フードD、LISTA、スーパーアークス大麻、ラルズストア大麻駅前、トライアル江別大麻、ホクレンショップ大麻北町

野幌地区

【ローソン】 江別野幌寿町、江別新栄台、江別幸町、**江別野幌末広町**、**野幌駅南口**

【セイコーマート】 野幌駅前、みなみ、江別幸町、東野幌、白樺通、野幌若葉、野幌PA下り、野幌PA上り

【セブンイレブン】 江別野幌住吉町、江別錦町、江別東野幌、江別うんど公園

【ファミリーマート】 江別白樺通、野幌駅前、江別野幌若葉

【スーパー】 コミュニティストア野幌やまだ、イオン江別、スーパーアークス野幌、トライアル野幌、コープさっぽろ野幌

江別地区

【ローソン】 江別豊幌美咲、江別一番町、**江別東光町**、**江別ゆめみ野**

【セイコーマート】 豊幌、こざわ、江別朝日、ゆめみ野、上江別西町、江別中央、**上江別東町**、**江別工業団地**

【セブンイレブン】 江別牧場町、江別元江別本町、江別上江別西町、江別弥生町、江別一番町、**江別見晴台**

【ファミリーマート】 向ヶ丘、**江別緑町東**

【スーパー】 ビッグハウス元江別、マックスバリュ上江別、ホクレンショップ元江別、ホクレンショップゆめみ野、コープさっぽろえべつ

その他

コミュニティハブ江別港、パーク調剤薬局 松川、サツドラ薬局江別、サツドラ薬局江別一番町

広報広聴課 代表

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

江別市役所本庁舎2階

Tel : 011-381-1009 Fax : 011-381-1070

[お問い合わせはこちらから](#)

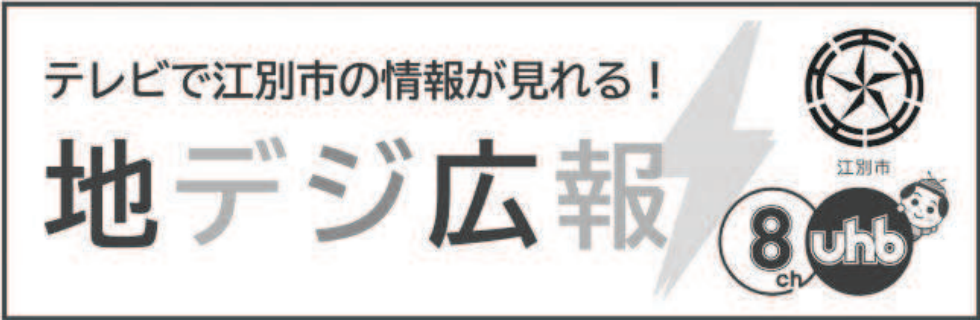
地デジ広報（8チャンネル）

[通常ページへ戻る](#)

掲載日：2024年8月1日更新

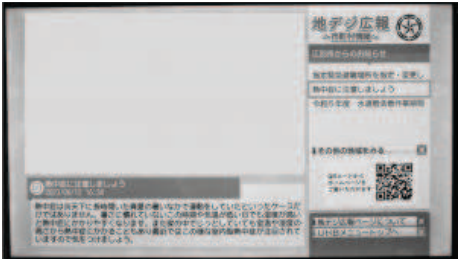
Post

[LINEで送る](#)



江別市では、地上デジタル放送のデータ放送を利用した「地デジ広報」（8チャンネル）で、市の情報をお知らせしています。
ご自宅のテレビで簡単に、リアルタイムで市の情報を確認できますので、ぜひご利用ください。

表示される画面



配信放送局

北海道文化放送(UHB)8チャンネル

視聴方法

以下のとおりリモコンを操作してください。

1 8チャンネルを選ぶ



2 dボタンを押す



3 地デジ広報を選択



※「江別市からののお知らせ」画面が表示されない場合、「データ放送をご利用の皆様へ」を選択して郵便番号を再設定するなどの操作が必要な場合があります

4 「↑」「↓」のボタンで観たい情報を選ぶ



※表示できる件数は5件で、文字数も限りがあるため、市からののお知らせ全てを表示するものではありません

地デジ広報Q & A

誰でも見ることができますか

地上デジタル放送対応のテレビをお持ちであれば申し込みなどは不要で、誰でも見ることができます。

どのような情報を見ることができますか

講習会やイベント情報など、市からののお知らせを見ることができます。

例えば・・・

スマホ教室の開催日程/予防接種/クマの目撃情報/給付金のお知らせ/除雪作業予定 など
さまざまな情報をお知らせしています。

災害時にはどんな情報が流れますか

市内の被災情報や避難所の開設状況などをお知らせする予定です。
※掲載内容は、災害の種類や状況により異なります

広報広聴課 広報広聴係
〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地
江別市役所本庁舎2階
Tel : 011-381-1009 Fax : 011-381-1070
[お問い合わせはこちら](#)

江別市オープンデータライブラリ

オープンデータとは

国、地方公共団体及び事業者が保有するデータのうち、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータを「オープンデータ」といいます。

1. 営利目的、非営利目的を問わず、二次利用（容易に加工、編集、再配布等）可能なルールが適用されたもの
2. 機械判読（コンピュータプログラムが自動的に加工、編集等できること。）に適したもの
3. 無償で利用できるもの

江別市が保有しているデータを、利用しやすい形でオープンデータとして公開する取り組みを進めていきます。

オープンデータの利用

利用規約

当市のオープンデータは自由に利用することができます。ただし「江別市オープンデータ利用規約」を必ずご確認ください。
オープンデータのご利用をもって本規約の内容を承諾したものとします。
また、本ページの掲載情報は、事前に予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

[江別市オープンデータ利用規約 \[PDFファイル／75KB\]](#)

ライセンス

本ページで公開されているオープンデータは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示4.0国際（CC-BY4.0）のもとに提供されています。



本ライセンスは、本市オープンデータのみ適用されます。

[クリエイティブ・コモンズ表示4.0国際ライセンス（外部リンク）](#)

オープンデータ一覧

人口・世帯

データ名	説明	データ	データ更新日
地域・年齢別人口	江別市の人口統計情報（地域別年齢別人口調）	CSV [ZIPファイル／7KB]	2024年3月25日

運輸・観光

データ名	説明	データ	データ更新日
観光施設一覧	江別市内にある観光関連施設の一覧	CSV [ZIPファイル／8KB]	2024年3月25日
イベント一覧	江別市内で開催されるイベントの一覧	CSV [ZIPファイル／5KB]	2024年3月25日

情報通信・科学技術

データ名	説明	データ	データ更新日
公衆無線LANアクセスポイント一覧	市関連施設に設置されている公衆無線LANアクセスポイントの一覧	CSV [ZIPファイル /746B]	2024年3月25日

教育・文化・スポーツ・生活

データ名	説明	データ	データ更新日
文化財一覧	江別市内の指定文化財・登録文化財の一覧	CSV [ZIPファイル /3KB]	2023年2月28日
子育て施設一覧	江別市内の保育園・幼稚園等の一覧	CSV [ZIPファイル /16KB]	2024年3月25日

司法・安全・環境

データ名	説明	データ	データ更新日
消防水利施設一覧	江別市内の消火栓・防火水槽の一覧	CSV [ZIPファイル /15KB]	2024年3月25日
指定緊急避難場所一覧	市内の指定緊急避難場所・指定避難所一覧	CSV [ZIPファイル /8KB]	2024年3月25日

社会保障・衛生

データ名	説明	データ	データ更新日
AED設置場所一覧	江別市内の公共施設等のAED設置場所一覧	CSV [その他のファイル /4KB]	2022年3月15日
介護サービス事業所一覧	江別市内の介護サービス事業所一覧	CSV [ZIPファイル /16KB]	2024年3月25日
医療機関一覧	江別市内の病院・診療所一覧	CSV [その他のファイル /4KB]	2022年3月15日

その他

データ名	説明	データ	データ更新日
オープンデータ一覧	オープンデータ化されているデータセットの一覧	CSV [ZIPファイル /963B]	2024年3月25日
統計書一覧	江別市が作成する統計書の一覧	PDF・Excel (江別市統計書のページへ)	2023年4月28日

このページに関するお問い合わせ先

総務部総務課 代表
〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地
江別市役所本庁舎2階
Tel : 011-382-4141 Fax : 011-381-1070
[お問い合わせはこちらから](#)

現在地

トップページ > 分類でさがす > 市政情報 > 市の概要 > 統計情報 > 2024年版 江別市統計書

現在地

トップページ > 分類でさがす > 市政情報 > 市の概要 > 資料・刊行物 > 2024年版 江別市統計書

2024年版 江別市統計書

[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2024年4月17日更新

Post

LINEで送る

全体版（PDF形式）

2024年江別市統計書 [PDFファイル/10.07MB]

章ごと（PDF形式・Excel形式）

PDF形式	Excel形式
第1章 土地・気象 [PDFファイル/960KB]	第1章 土地・気象 [Excelファイル/66KB]
第2章 人口 [PDFファイル/513KB]	第2章 人口 [Excelファイル/191KB]
第3章 事業所 [PDFファイル/515KB]	第3章 事業所 [Excelファイル/102KB]
第4章 農業 [PDFファイル/262KB]	第4章 農業 [Excelファイル/72KB]
第5章 商業 [PDFファイル/315KB]	第5章 商業 [Excelファイル/51KB]
第6章 製造業 [PDFファイル/341KB]	第6章 製造業 [Excelファイル/62KB]
第7章 物価・金融・消費・観光 [PDFファイル/207KB]	第7章 物価・金融・消費・観光 [Excelファイル/68KB]
第8章 運輸・通信 [PDFファイル/197KB]	第8章 運輸・通信 [Excelファイル/62KB]
第9章 道路・住居・公園・河川 [PDFファイル/301KB]	第9章 道路・住居・公園・河川 [Excelファイル/64KB]
第10章 上下水道・ガス [PDFファイル/131KB]	第10章 上下水道・ガス [Excelファイル/25KB]
第11章 教育・文化 [PDFファイル/417KB]	第11章 教育・文化 [Excelファイル/117KB]
第12章 医療・衛生・環境 [PDFファイル/291KB]	第12章 医療・衛生・環境 [Excelファイル/72KB]
第13章 労働 [PDFファイル/182KB]	第13章 労働 [Excelファイル/31KB]
第14章 福祉 [PDFファイル/305KB]	第14章 福祉 [Excelファイル/80KB]
第15章 災害・治安 [PDFファイル/342KB]	第15章 災害・治安 [Excelファイル/75KB]
第16章 行財政 [PDFファイル/726KB]	第16章 行財政 [Excelファイル/84KB]
付録 [PDFファイル/1.53MB]	付録 [なし]

注）Excel形式は、統計表のある項目のみ掲載しています。

2024年版江別市統計書概要版

概要版 [PDFファイル/3.49MB]

このページに関するお問い合わせ先

企画課 統計担当

〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地

江別市役所本庁舎2階

Tel：011-381-1402 Fax：011-381-1071

[お問い合わせはこちらから](#)

第 1 回江別市自治基本条例検討委員会開催結果

[通常ページへ戻る](#)

掲載日：2024年6月7日更新

Post

[LINEで送る](#)

開催日時
令和6年5月10日（金曜日） 14時00分～15時43分
開催場所
江別市役所本庁舎 公室
資料
・ 次第 [PDFファイル／22KB] ・ 委員名簿 [PDFファイル／29KB] ・ 資料 1 江別市自治基本条例検討委員会の設置の趣旨と今後の進め方 [PDFファイル／66KB] ・ 資料 2 江別市自治基本条例検討委員会設置要綱 [PDFファイル／56KB] ・ 資料 3 自治基本条例アンケート（案）について [PDFファイル／52KB] ・ 資料 4 令和 6 年度自治基本条例アンケート（案） [PDFファイル／1.17MB] ・ 資料 5 提言書を踏まえた市の取組（一覧） [PDFファイル／256KB] ・ 参考資料 1 江別市自治基本条例 条文と解説 [PDFファイル／2.26MB] ・ 参考資料 2 わたしたちがつくるえべつのまち～自治基本条例がわかるパンフレット～ [PDFファイル／2.07MB] ・ 参考資料 3 主役はわたしたち！みんなで進めるきょうどうのまちづくり～江別市自治基本条例～ [PDFファイル／2.76MB] ・ 参考資料 4 江別市自治基本条例検討委員会提言書（令和 3 年 9 月 3 0 日） [PDFファイル／1004KB]
会議録
・ 令和 6 年度第 1 回江別市自治基本条例検討委員会議事録 [PDFファイル／232KB]
市民生活課 市民協働担当 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 江別市役所本庁舎西棟2階 【市民相談所】 江別市役所本庁舎1階 Tel：011-381-1124 Fax：011-381-1070 お問い合わせはこちらから

改正

令和5年3月10日条例第2号

江別市個人情報の保護に関する法律施行条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 保有個人情報の適正な取扱いの確保（第3条）
- 第3章 保有個人情報の開示請求（第4条―第6条）
- 第4章 審査請求（第7条）
- 第5章 個人情報保護審査会（第8条―第12条）
- 第6章 補則（第13条―第15条）
- 第7章 罰則（第16条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

第2章 保有個人情報の適正な取扱いの確保

（個人情報取扱事務の届出）

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去される個人情報を取り扱う事務その他規則で定める事務を除く。以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を登録し、市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

- （1）個人情報取扱事務の名称
 - （2）個人情報取扱事務を所管する組織の名称
 - （3）個人情報取扱事務の目的
 - （4）個人情報の対象者の範囲
 - （5）個人情報の記録項目
 - （6）個人情報の収集先
 - （7）個人情報の経常的な利用の範囲又は提供先
 - （8）前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項
- 2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による届出を受けたときは、これを一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 前3項の規定は、実施機関の職員の人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報については、適用しない。

第3章 保有個人情報の開示請求

（開示決定等の期限及びその特例）

第4条 法第108条の規定により、開示決定等の期限に係る法第83条第1項の適用については同項中「30日以内」とあるのは「14日以内」とし、開示決定等の期限の特例に係る法第84条の適用については同条中「60日以内」とあるのは「44日以内」とする。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第5条 実施機関は、法第81条の規定により開示請求を拒否したときは、第8条に規定する江別市個

個人情報保護審査会に報告しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第6条 法第89条第2項に規定する条例で定める手数料の額は、無料とする。ただし、法第87条第1項の規定による写しの交付又は同項に規定する行政機関等が定める方法のうち費用が発生する方法による開示（以下この条において「写しの交付等」という。）を受けた者は、当該写しの交付等に要する費用を負担しなければならない。

第4章 審査請求

(審査請求における交付の求めに係る手数料)

第7条 審査請求（開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求をいう。以下同じ。）において、法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定による交付を受ける者は、江別市行政不服審査条例（平成28年条例第6号）第8条第1項の規定にかかわらず、交付を受ける用紙1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）を手数料として納付しなければならない。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

2 前項の交付を受ける者が経済的困難その他特別の理由により、手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前2項の規定は、審査請求人又は参加人が次条に規定する江別市個人情報保護審査会に対し、当該審査会に提出された意見書若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求める場合に準用する。

第5章 個人情報保護審査会

(設置等)

第8条 法第105条第3項において準用する同条第1項又は江別市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第2号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第46条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議を行う行政不服審査法第81条第1項の機関として、江別市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) その他個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定め、又は変更しようとする場合

3 審査会は、前2項の規定による諮問のほか、議会個人情報保護条例第51条の規定による諮問に応じ、調査審議を行う。

(組織)

第9条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審査会に臨時委員を置くことができる。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第11条 審査会は、第8条第1項の諮問があった場合において、必要があると認めるときは、当該諮問を行った実施機関又は議会に対し、保有個人情報（議会にあっては議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の閲覧又は写しの交付を求めることができない。

2 実施機関及び議会は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

- 3 第1項に規定するもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関若しくは議会に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

(規則への委任)

第12条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(運用状況の公表)

第13条 市長は、毎年1回、法及びこの条例の規定に基づく個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(市長の調整)

第14条 市長は、法の目的を達成するため必要があると認めるときは、他の実施機関に対し、個人情報の保護に関し報告を求め、又は助言をすることができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第7章 罰則

第16条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(江別市個人情報保護条例の廃止)
- 2 江別市個人情報保護条例(平成14年条例第8号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に行われた旧条例第13条の規定による開示請求、旧条例第22条の規定による訂正等の請求及び旧条例第26条の規定による是正の申出については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第33条の規定により設置された江別市個人情報保護審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、施行日に第9条第2項の規定による委嘱を受けたものとみなす。
- 5 前項の規定の適用を受ける委員の任期は、第9条第3項の規定にかかわらず、施行日から令和6年11月30日までとする。
- 6 この条例の施行の際現に旧審査会に対して旧条例第27条の3第1項の規定により行われた諮問で、旧審査会が調査審議を行っているものは、この条例の施行の日以後においては、審査会に対して行われた諮問とみなし、審査会が調査審議を行う。
- 7 次に掲げる者に係る旧条例第10条第2項(旧条例第12条の2第3項において準用する場合を含む。)及び旧条例第12条第3項の規定によるその事務又は業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(第3号に掲げる者にあつては公の施設の管理に係るものに限る。)(以下「旧個人情報」という。)を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に(第2号に掲げる者にあつては委託を受けた目的以外に)使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
 - (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員(以下「旧実施機関職員」という。)である者又は施行日前において旧実施機関職員であった者
 - (2) この条例の施行の際現に旧条例第12条第1項に規定する受託業務(以下「旧受託業務」という。)に従事している者又は施行日前において旧受託業務に従事していた者
 - (3) この条例の施行の際現に指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が行う本市の公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理に係る業務(以下「指定管理業務」という。)に従事している者又は施行日前に指定管理業務に従事していた者
- 8 旧審査会の委員であつた者に係る旧条例第34条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはな

らない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 9 附則第7項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された公文書（旧条例第2条第6号に規定する公文書をいう。以下同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 10 附則第7項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されている旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 11 附則第8項に規定する者が、同項の規定によりなお従前の例によることとされた職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務に違反して秘密を施行日後に漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 12 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して附則第9項又は附則第10項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても100万円以下の罰金刑を科する。
- 13 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 14 この条例の施行前にした行為並びに附則第3項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（江別市情報公開条例の一部改正）
- 15 江別市情報公開条例（平成14年条例第7号）の一部を次のように改正する。
第7条第5号ア中「又は試験」を「、試験又は租税の賦課若しくは徴収」に改める。
第24条第1項中「第16条第1項」を「第21条の2第1項」に改める。
（江別市暴力団排除条例の一部改正）
- 16 江別市暴力団排除条例（平成25年条例第38号）の一部を次のように改正する。
第14条第1項中「江別市個人情報保護条例（平成14年条例第8号）第2条第2号」を「議会、江別市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第20号）第2条第1項」に、「という」を「と総称する」に、「江別市個人情報保護条例第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

附 則（令和5年3月10日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。